

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく五城目町地域防災計画（一般災害対策編、震災対策編、資料編で構成）のうち、地震対策に係る総合的な計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、五城目町における防災対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

また、町、事業者、町民は、いつでもどこでも起こりうる地震災害による人的被害、並びに経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要から、その実践を積極的かつ計画的に促進するための運動を展開するものです。

第 2 節 計画の性格

この計画は、地震災害に関し、五城目町の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づく「市町村地域防災計画」として作成したものであり、五城目町の地域に係る災害対策の根幹となるものである。従って、この計画は本町の現状に適合した具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、本町の災害活動は全てこの計画を基本として有機的に運営されるものである。また、秋田県地域防災計画とは相互的に補完的な関係にあり、その運用にあたっては、両計画が有機的な関連をもとに運用されるよう留意されなければならない。なお、他の法令に基づいて作成する「五城目町消防計画」・「五城目町水防計画」などと十分調整を図るものとする。

第3節 五城目町防災会議

第1 防災会議の目的 (一般災害対策編 P1)

災害対策基本法第16条及び五城目町防災会議条例(昭和38年条例第21号)に基づいて設置された機関であり、五城目町に係る防災に関する基本方針及び計画を作成、その実施を推進するとともに災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

また、町は防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等の協力を得て防災活動を実施する。

(資料編1-5 指定地方行政機関)

第2 防災会議の組織 (一般災害対策編 P2)

1. 構成

会 長	委 員
五城目町長	(1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者 (2) 秋田県知事の部門のうちから町長が任命する者 (3) 秋田県警察の警察官のうちから町長が任命する者 (4) 町長がその部門の職員のうちから指名する者 (5) 五城目町の教育委員会の教育委員長及び教育長 (6) 五城目町の消防長(消防署長)及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

- 専門事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
- 専門委員は、関係地方行政機関、県、町、関係公共機関、関係地方公共機関の職員、識見を有する者の中から町長が任命する者。
- その定めるところにより部会を置くことができる。
- 部会に属すべき委員及び専門委員は、町長が指名する。
- 幹事は委員の属する機関の職員のうちから町長が任命し、委員及び専門委員を補佐する。

第3 所掌事務 (一般災害対策編 P2)

- (1) 五城目町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。(災害対策基本法第42条第1項)
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
(災害対策基本法第23条第1項)
- (3) 災害対策本部の設置について、町長に意見を具申すること。(災害対策基本法第23条第1項)
- (4) 地域防災計画に毎年検討を加え、必要がある時は修正すること。
(災害対策基本法第42条第1項)
- (5) 地域防災計画の作成または修正についてあらかじめ県知事に協議すること。
(災害対策基本法第42条第3項)
- (6) 地域防災計画の作成または修正について要旨を公表すること。(災害対策基本法第42条第4項)
- (7) 地域防災計画の実施の推進のため必要があると認めるとき、町長その他の執行機関及び町の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、会長が行う要請、勧告または指示。
(災害対策基本法第45条第1項)
- (8) 地域防災計画の実施状況について、町長その他の執行機関及び町の区域内の公共団体並びに

防災上重要な施設の管理者に対し、会長が報告または資料の提出を求めること。

(災害対策基本法第 45 条第 2 項)

第 4 防災会議の召集 (一般災害対策編 P 2)

防災会議の召集は、会長が開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。

第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の責務 …………… (一般災害対策編 P3)

1. 五城目町の責務 (災害対策基本法 (以下「法」という。) 第5条)

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有する。

町長はこの責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに町の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び町民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、町の有するすべての機能を十分発揮するよう努めなければならない。

2. 県の地方機関等の責務 (法第4条)

県は、県の地域並びに県民の生命及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びにその他の防災関係機関の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

3. 指定地方行政機関の責務 (法第3条)

指定地方行政機関は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。指定地方行政機関の長は、町の防災活動が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとるよう努めなければならない。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務 (法第6条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、町の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、町に対し協力する責務を有する。

5. 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び町民等 (法第7条)

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、法令又は防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

また、町民は地域の防災に寄与するように努めなければならない。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… (一般災害対策編 P3)

1. 五城目町

- (1) 五城目町防災会議及び五城目町災害対策本部に関すること。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び復旧対策に関すること。
- (3) 災害に関する情報収集、伝達及び被害の調査、報告に関すること。
- (4) 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織の結成、育成、指導、強化に関すること。
- (5) 県その他の防災関係機関との連絡、調整、協力に関すること。
- (6) 災害救助法が適用された災害に関し、知事から委任された救助事務または知事の補助者としての当該事務の実施に関すること。
- (7) その他地域防災の推進に関すること。

2. 五城目町消防本部

- (1) 消防力等の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育及び消防訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- (5) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- (6) 消防団との連絡調整に関すること。
- (7) 応援協力体制の確立等災害対策に必要な事項に関すること。
- (8) 災害対策本部の消防業務の分担に関すること。
- (9) その他災害対策に関すること

3. 秋田県の地方機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
秋田地域振興局 (総務企画部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報及び被害状況の収集報告に関すること。 2. 要望及び陳情に関すること。 3. 災害広報に関すること。 4. 救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること。 5. 県と町との連絡調整に関すること。
秋田地域振興局 (福祉環境部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 2. 要援護世帯の罹災者援護に関すること。 3. 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 4. 医療・救護に関すること。 5. 防疫・清掃に関すること。 6. 保健衛生関係の被害調査に関すること。
秋田地域振興局 (県税部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県税の徴収猶予及び減免に関すること。
秋田地域振興局 (農林部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 災害防止及び災害復旧に関すること。
秋田地域振興局 (建設部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 災害防止及び災害復旧に関すること。
中央教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公立学校施設の災害対策、応急の教育・安全対策に関すること。 2. 文教関係の被害調査に関すること。
五城目警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集に関すること。 2. 交通情報の収集と交通規制に関すること。 3. 警察通信の確保と通信統制に関すること。 4. 被災者の救出、負傷者の救護に関すること。 5. 犯罪の予防・取締に関すること。 6. 死体検視及び身元不明死体の身元確認に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
米代西部森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関する事。 2. 国有林野内の林野火災の防止に関する事。 3. 国有林道その他施設の整備保全に関する事。 4. 災害時における応急復旧用材の供給及びその備蓄に関する事。
東北農政局秋田農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における主要食糧の受給対策に関する事。
秋田労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場、事業所等における労働災害防止対策に関する事。
国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管国道及び河川該当区間の災害防止並びに災害復旧対策に関する事。
秋田地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象・地象・水象の観測及び防災気象情報（気象、洪水の警報・注意報及び台風や大雨、あるいは地震等の現象に関する情報をいう。）の発表と伝達に関する事。 2. 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理に関する事。 3. 情報処理・通信システムの整備・充実にに関する事。 4. 防災気象情報の発表及び伝達体制の構築に関する事。 5. 災害発生時における気象観測資料等の提供に関する事。
国土交通省東北運輸局 秋田運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道、自動車及び船舶に関する運送の斡旋並びに自動車、船舶に係る輸送の確保の命令に関する事

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話 株式会社秋田支店	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事。 2. 災害時における非常通話に関する事。 3. 気象予警報の伝達に関する事。
郵便事業株式会社 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における郵便業務の確保に関する事。
東日本旅客鉄道㈱秋田支社（八郎潟駅） 日本貨物鉄道㈱東北支社秋田営業支店	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事。 2. 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関する事。
日本通運株式会社秋田支店八郎潟営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における救援物資等の輸送に関する事。
東北電力株式会社 秋田支店	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する事。 2. 災害時における電力供給の確保に関する事。

6 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
真崎堰土地改良区 戸村堰土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 溜池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関する事。 2. 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関する事。
秋田中央交通株式会社 五城目営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の人員輸送の確保に関する事。 2. 災害時の応急輸送対策に関する事。
社団法人男鹿南秋医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療救護活動に関する事。 2. 防疫、その他保健衛生活動の協力に関する事。
秋田県 LPG 協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガス供給施設の防災に関する事。 2. 被災地に対する燃料供給の確保に関する事。 3. ガス供給施設の被害調査及び復旧に関する事。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民に対する防災知識の普及に関すること。 2. 災害情報等の報道に関すること。
J Aあきた湖東農業協同組合 五城目森林組合 農業共済組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県、町が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること。 2. 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること。 3. 被災農林漁業者に対する融資斡旋に関すること。 4. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 5. 災害時における資材、肥料等の確保対策に関すること。
五城目町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災生活困窮者の援護に関すること。 2. 被害救助等に必要の協力及び奉仕員に関すること。 3. 義援金品の募集及び配布に関すること。
湖東3町商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県、町が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること。 2. 被災商工業者に対する融資斡旋に関すること。 3. 災害時における物資安定対策に関すること。 4. 救助用物資、復旧資器材の調達斡旋に関すること。
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること。
婦人会等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員に対する防災知識の普及に関すること。 2. 災害時における災害対策本部への協力、支援に関すること。
病院等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における収容者の保護対策に関すること。 2. 災害時における負傷者等の医療、助産及び防疫に関すること。 3. 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。 4. 医療器具及び医療品の調達に関すること。
社会福祉施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における入所者の保護対策に関すること。 2. 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。
学校等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難用設備の整備と児童生徒の避難訓練に関すること。 2. 教育施設の防災管理及び災害復旧に関すること。 3. 被災時における応急教育対策に関すること。 4. 被災者の避難の受入体制に関すること。
公民館、集会所等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。 2. 図書、各種史資料等の防災並びに搬出対策に関すること。 3. 各種社会教育施設の防災管理及び災害復旧に関すること。 4. 被災者の避難の受入態勢に関すること。
文化財管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財の防災及び避難対策に関すること。
危険物取扱所等	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガス及び石油類等危険物の防災管理に関すること。 2. 災害時における燃料等の供給、確保に関すること。 3. 自営防護に関すること。 4. 町災害対策本部に対する技術員等の協力派遣に関すること。
会社、工場 事業所等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自営防護に関すること。 2. 災害の応急及び復旧資材の調達に関すること。 3. 町災害対策本部に対する技術員等の協力派遣に関すること。

8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援、及び応急復旧活動に関すること。

第5節 五城目町の概況と地震災害

第1 五城目町の概況 (一般災害対策編 P7)

1. 位置と地形

本町は、東経 140° 02' 49" から 140° 18' 35"、北緯 39° 49' 28" から 40° 00' 37" にまたがり、秋田県の中央部、南秋田郡の東部に位置し、北は山本郡三種町、東は北秋田郡上小阿仁村、南は井川町と秋田市、西は八郎潟町に隣接しており、本町の総面積は 214.94km²で、東西の長さ 22km、南北 19km で、県都秋田市まで 30km と比較的近距离にあり、その経済圏内にあって通勤、通学者が多い。

また、木材工業都市の能代市まで約 35km、観光地男鹿市まで約 38km の距離にある。

町を東西に貫く馬場目川が標高 1,037m の馬場目岳に源を發し市街地で富津内川・内川川と合流し、合計流路 77.5km にわたってゆるやかに流れ下流農地の基幹かんがい用水となって八郎潟干拓調整池に注いでいる。これらの河川流域は、本町の穀倉地帯となっている。

2. 山

森山は沖積低地からそびえ立ち、地質は新第三系森山火山岩類で谷の侵食はあまりなく、中起伏山地、40° 以上の傾斜面もみられ、とくに西に面して傾斜面を呈し、下降發達の運動を意味し、山腹の一部は岩盤が見られ山頂は眺望絶勝の地である。

湯ノ越山山地は標高 209.8m の小起伏山地、頂部緩斜面のほか周囲は急斜面をなし、付近には温泉がある。東部の山地は南北方向の延長性をもつ薬師山山地、赤倉山山地に区分され、山地の高度はその主峰の示す如く南高北低である。

北口河の河谷は主稜線と平行する断層谷でこれに直交する各々の沢は小扇状地で埋積され、東に向けて小高く連続した山が發達し時々崖錘も形成され、この箇所には活断層である、北口断層があり、薬師山山地の東崖に到達しており、地質構造は主として新第三系硬質硬岩(女川層)塊状泥岩(船川層)俎山火山岩類及び安山岩質火砕岩より成り、大部分は秋田杉の美林地域である。

北の又山地は、馬場目岳(1,037m)山地の西縁部で蛇喰の東には基盤岩石の上に低湿地をなす地形がある。

山名	標高(m)
馬場目岳	1,037.0
森山	325.4
湯ノ越山	209.8
赤倉山	397.8
薬師山	394.9

3. 河川

河川名(2級河川)	延長(m)	平均幅員(m)
馬場目川	47,518	40
富津内川	16,254	10
内川川	6,800	7
高千川	2,200	5
滝の下川	4,700	5

4. 地 質

本地域に分布する地質は、下位から新第三紀中新世の小谷沢層および砂子淵層、女川層、船川層、および天徳寺層、鮮新世の笹岡層、第四紀洪積世の鮪川層、潟西層および段丘堆積物、沖積層からなる。火成岩類としては、流紋岩、石英安山岩、安山岩、粗粒玄武岩、玄武岩および石英閃緑岩の活動がみられる。(次図参照)

6. 社会的条件

(1) 人 口

本町の人口は、平成 17 年国勢調査確定値において 11,678 人、人口密度は約 54.3 人/km² となっているが、昭和 30 年代後半から減少傾向をしめしている。

総人口に占める老年人口（65 歳以上）の割合は、平成 7 年国勢調査で 23.4%、平成 12 年で 28.3%、平成 17 年で 33.2%と、確実に人口の高齢化が進んでおり、高齢者の増加が目に見えている。

(2) 産業構造

産業別就業人口の構成比は平成 17 年国勢調査では、第一次・第二次産業の減少と第三次産業の増加傾向がみられる。

(3) 土地利用の状況（町政要覧 平成 19 年 1 月現在）

本町の土地利用の現状において大きな特徴は山林、原野が町全体の 82.1%を占めているところであり、具体的には町土総面積 214.94 km²のうち山林、原野が 176.46km² (82.1%)、農用地 21.55 km² (10.0%)、宅地 3.47 km² (1.6%)、その他 13.46 km² (6.3%) となっている。

第 2 既往の地震災害

本町の地震による災害は直下型地震によるのが顕著である。日本海側沿岸海域を震源とする地震や太平洋側海域を震源とする地震での被害は少ない。

また、日本海中部地震（昭和 58 年度）では、液状化現象による被害が発生した。

第6節 災害想定

第1 基本的な考え方

1. 県内には、多数の活断層が存在するほか、本県西部が地震予知連絡会によって特定観測地域に指定されていることや、過去に秋田県で被害を受けた地震のうち半分近くがマグニチュード7.0以上の地震であったこと、また、本町の周辺地域でも活断層を震央とする大きな地震が発生していることなどを考慮すると、近い将来、県内及び日本海沖を震源とするマグニチュード7.0以上の大地震が発生することも十分考えられる。

2. 社会的、経済的状況

近年、都市化の進展により、人口や建物の集中、大型化と自動車交通の激増など、災害要因が著しく増大している。

(1) 危険物施設の増加

社会生活の向上と、利便性があいまって、ガソリン、石油等の利用頻度が多い施設が増加してきている。

(2) 車両の増加

本町の車両台数（原付バイク含む）は、輸送手段としての自動車利用の拡大により、年々増加し、今後更に増加することは確実で、交通環境の悪化が予想される。

第2 地震災害及び被害の想定

この調査には専門的知識、判断が必要であり、地震災害の広域性から秋田県地域防災計画を準用する。地震及び被害の想定は震源、地震波伝播、地盤、建物等の特性を既知のものとして初めて完了したものとなるが、現時点での学術的レベルでも、その完成は極めて困難な状態である。

そこで、本計画においては他県における報告も参照し、過去における地震災害と本県における社会的経済的現象を考慮して、予想される一般的被害を想定する。

なお、ここでは「秋田県地域活断層調査委員会」の成果報告書を参照したものです。

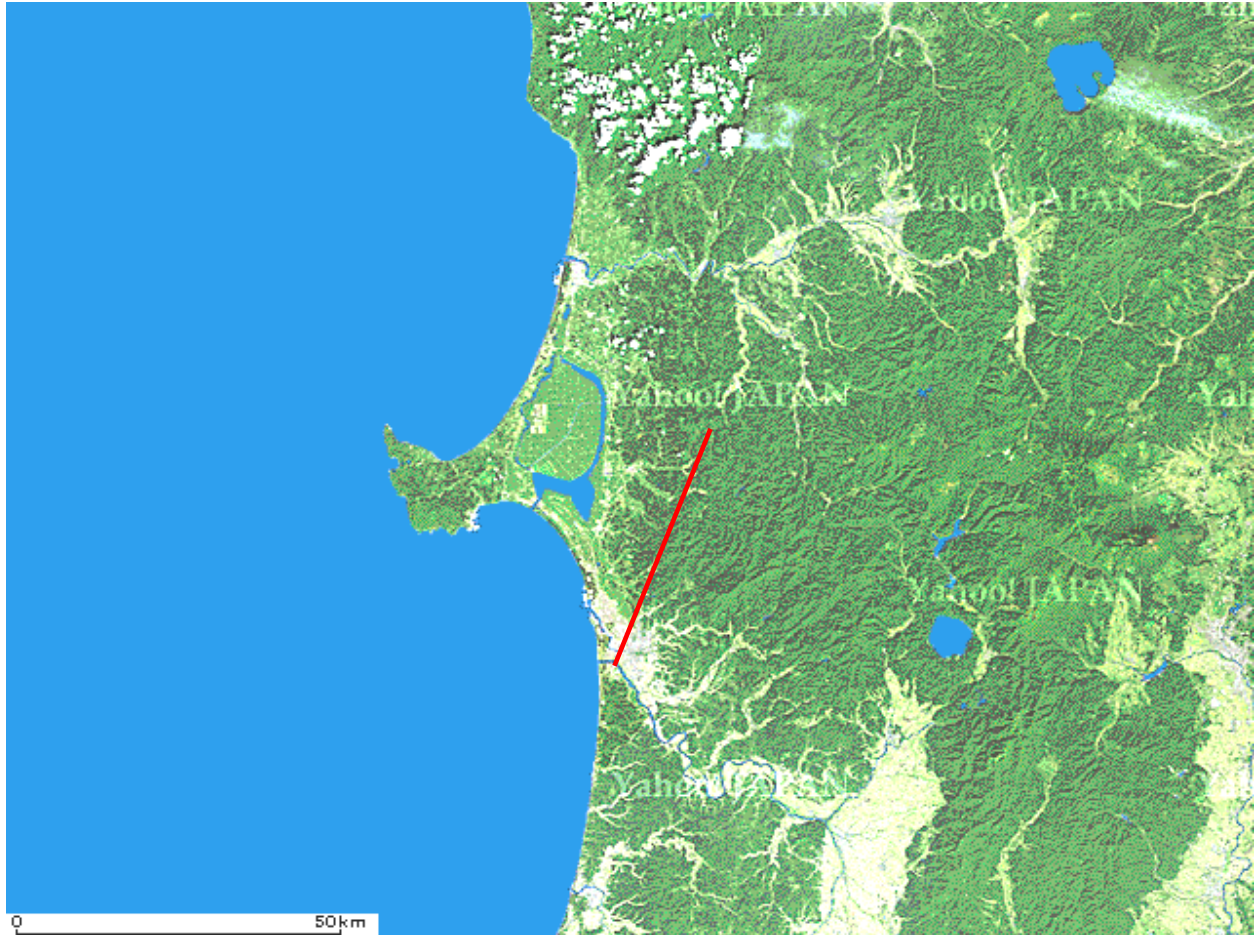
(1) 地震の想定

天長地震モデル：歴史上830年に秋田北部を震源とするマグニチュード7.0～7.5と推定されている地震の学術的な知見をもとに、五城目町、秋田市、潟上市、井川町、八郎潟町に影響をもたらす地震として設定した。以下に、想定地震モデルのパラメータを示す。

想定地震の断層パラメータ一覧

断層	長さ L (km)	幅 W (km)	深さ d (km)	傾斜角 δ (°)	走行角 θ (°)	滑り量 U (m)	マグニチュード [*] M	備考
天長地震を基にした地震A	40	20	6	90	200	1.6	7.2	Mは7.0~7.5の中間値を採用、破壊方向は北東から南西へ

天長地震モデル断層図



(2) 被害想定対象地区

被害想定調査では、本県における最大被害の見積を最優先課題として実施することから、人口が最大である秋田市及びその周辺地域の被害想定を中心に行うものとし、各想定地震のうち、秋田市に最大の影響がある地震Aの被害想定を主体に各想定地震ごとに被害の大きな地域をモデル市町村として次のとおり選定した。

なお、対象地域は、あくまでも、今回想定した地震により予想される被害の大きさを勘案して選定されたものであり、対象地域以外の地域であっても、震度6弱ないし6強の振動があった場合は、対象地域に匹敵する被害を予想しなければならないことを認識すべきである。

以下に、想定地震ごとの対象地域を掲げる。

(被害想定対象地区一覧)

想定地震	対象地域 (市町村)
地震A (天長地震モデル)	秋田市、五城目町、潟上市、井川町、八郎潟町 (2市3町)

(注) 県の地震被害想定被害見積は最大の被害が予想される「地震A」の被害想定結果によるものとする。

(3) 天長地震モデルの被害想定

県の最大被害の見積となる本モデルの結果を地震防災対策を構築するための基礎資料とするものである。

① 地震動の想定結果

震度6弱以上の地域は秋田市を中心に、秋田平野の各市町村に分布する。県の南西部を中心に県域の約50%以上の地域が震度5弱以上となる。秋田市では、山地部を除き震度6弱～6強となり、市の中心部では震度6強となる。このほか、五城目町、潟上市、井川町、八郎潟町などに震度6弱の地域が分布する。なお、震度5強の地域は秋田市を中心に半径約50kmの範囲に分布するほか、横手盆地にも広く分布する。

② 物的被害想定結果

町では、850棟以上の建物が大破し、死者が10人以上に達するものとされた。住家を失う被災者は2,200人以上、避難者は人口の約50%と予想される。建物、火災、人的被害の想定結果は次表(表2)のとおりとなっている。

ただし、火災については秋田市のみを対象として想定してある。

表2 地震A (天長地震モデル)

市町村名	木 造		非 木 造		焼失棟数	死者数	負傷者数		被災者数	避難者数
	大破棟数	中破棟数	大破棟数	中破棟数			重 傷	軽 傷		
秋 田 市	11,487	19,139	392	379	2,557	1,151	887	17,073	34,171	81,351
五城目町	856	1,360	22	18		19	53	1,012	2,282	5,863
潟 上 市	231	1,041	5	9		10	39	779	536	2,958
八郎潟町	196	369	5	5		7	17	328	510	1,460
井 川 町	295	578	7	8		8	22	418	812	2,386

第7節 積雪期における地震

第1 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡る時に大量の水蒸気を補給し、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は、奥羽山脈にぶつかり雪を降らせる。近年では、昭和 39 年（38 豪雪）、昭和 49 年、昭和 59 年及び平成 18 年（平成 18 年豪雪）に見舞われている。

平成 18 年 1 月 4 日には、1 日の降雪量が 76cm の記録的な大雪となった。

第2 過去の積雪期の地震災害

県内において過去に起こった地震の内、積雪期に発生し、大きな被害を与えたものは次の 2 つがある。

1. 秋田城の地震

- (1) 発生日月日 天長 7 年 2 月 3 日 (830 年)
- (2) 震 源 東経 140.1 度、北緯 39.8 度 (追分西方)
- (3) 規 模 M7.0~7.5
- (4) 被害状況
 - ア 建物被害 秋田城の城郭・角舎・四天王寺等倒壊
 - イ 人的被害 死者 15 人、傷者 100 余人

2. 強首地震

- (1) 発生日月日 大正 3 年 3 月 15 日 (1914 年)
- (2) 震 源 東経 140.4 度、北緯 39.5 度 (大沢郷付近)
- (3) 規 模 M6.4 (震度 6)
- (4) 被害状況
 - ア 建物被害 全壊 640 戸、半壊 575 戸、一部損壊 4,232 戸
 - イ 地震火災 住家 3 戸 (強首 2、淀川 1)
 - ウ 人的被害 死者 94 人、傷者 324 人

第3 積雪の地震に対する影響

積雪は地震災害に対し、被害を拡大させ応急対策の実施を阻害する要因と考えられる。

1. 被害拡大要因

特に家屋被害、人的被害を拡大させる要因となることが想定される。

(1) 家屋被害の拡大

屋根に多く積雪がある場合、地震動により激しく揺さぶれた家屋は、地震動と積雪荷重等により全壊や半壊が予想され、家屋の倒壊や損壊により死傷者の発生するおそれがある。

(2) 地震火災の拡大

家屋倒壊や損壊により、暖房用備蓄燃料タンク本体や給油配管が破損し、灯油などの漏洩や暖房器具の倒壊等による火災の発生することが予想される。

(3) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。これにより、道路の寸断や電気、通信回線の途絶による孤立地区が発生することが予想される。

2. 応急対策阻害要因

積雪が震災時の応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定される。特に、情報活動・緊急輸送活動・消防救出活動・重要施設の応急復旧活動に重大な支障を及ぼすことが想定される。

(1) 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断・復旧の遅延等により山間地では孤立集落が多発することが予想され、また積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。

(2) 緊急輸送活動

積雪時には除雪作業によって、道路上の雪が道路の両側に積み上げられることとなるが、これらの雪壁は、多雪地や豪雪時においては高さが3mを超えることも珍しくはない。これらの雪壁が地震時にあちこちで崩壊し、道路交通の全面麻痺や人的被害の発生をもたらすことが予想され、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

(3) 消防活動

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防隊の活動は著しく困難になると予想される。

(4) 救出活動

倒壊家屋が大量に発生することが予想されるが、屋根に積雪があることから、埋没者の発見・救出は非常に難しくなると予想される。また、埋没者の救出が遅れた場合には凍死者が発生することが考えられる。

(5) 重要施設の応急復旧活動

復旧は除雪しないと被害箇所まで到達できないとか、地下埋設管を掘出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

3. 応急対策需要増加要因

罹災者、避難者の生活確保や除雪作業等の面で応急対策需要を増加させることが予想される。

(1) 罹災者、避難者の生活確保

罹災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要であり、暖房器具・燃料等の大量の需要が見込まれる。また、毛布・被服等生活必需品も相当数必要である。応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、罹災者・避難者の生活確保のための対策も長期化、大量化となることが予想される。

(2) 除雪

地震後も降雪が継続した場合、全ての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大の労力を雪処理に費やすこととなる。

また、通常除雪作業にあたっていた人々の大部分が何らかの形で罹災することとなり、除雪作業員の確保が困難となることも考えられる。

4. 積雪期の地震対策

以上から分かるように、積雪期の地震は通常期の地震と全く異なる様相を示すことから、より長期・長大な地震被害を地域社会に与えるものである。各機関は積雪期の地震という最

悪の事態を想定し、地震対策を樹立することが必要である。

第 8 節 震災に関する調査研究の推進 …………… (一般災害対策編 P 1 1)

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P12)

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、町民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。

五城目町、指定地方行政機関、指定公共機関等災害予防責任者は、関係職員に対し防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努める。

また、いつでもどこでも起こりうる災害から人的、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する運動を展開していくものです。

第2 被災者に対する知識 (一般災害対策編 P12)

防災知識の普及啓発は、地震の発生メカニズムなどの基礎知識の説明や、被災事例にとどまるものが多い。しかし、自らが被災者となった場合の避難生活や生活支援に関する知識が最も必要であり、特に、被災者の生活支援、住宅の再建支援に対する援助金、融資又は貸付制度など被災者の視点から捉えた知識が最も重要である。

1 災害時要援護者

災害時要援護者は、自ら安全な場所への避難や災害時の一連行動をとることができない為、援護を必要とする。災害時要援護者には高齢者を始め様々な症状の方がおり、症状に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

2 避難者のプライバシー

近年の大震災の例を見ても避難所の多くは学校の体育館が当てられ、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどは設置されていない。このため、避難者のプライバシー保護の施策を検討しなければならない。

3 女性の視点から捉えた支援

避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、全て一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の事例から、男女の特質の違いを考慮した支援が不可欠である。

第3 防災関係職員に対する防災教育 (一般災害対策編 P12)

1. 現況
2. 対策

第4 一般住民に対する防災知識の普及 (一般災害対策編 P13)

1. 現況
2. 対策

第5 学校等を通じての防災知識の普及 (一般災害対策編 P14)

1. 現況
2. 対策

第6 防災上重要な施設の管理者等の教育 (一般災害対策編 P15)

1. 現 況
2. 対 策

第 7 防災に関する意識調査 (一般災害対策編 P15)

1. 現 況
2. 対 策

第 2 節 自主防災組織等の育成計画

第 1 計画の方針 (一般災害対策編 P16)

災害時における防災活動は、国、県、町、公共団体等防災関係機関相互の連携を強化するとともに、町民の隣人互助の精神に基づく地域の実情に応じた自主防災組織の育成、事業所等の自衛消防組織等の充実を図る。

第 2 地域住民等の自主防災組織 (一般災害対策編 P16)

1. 現 況
2. 対 策

第 3 事業所の自衛消防組織等 (一般災害対策編 P17)

1. 現 況
2. 対 策

第 4 消防職団員、OB との連携 (一般災害対策編 P17)

第3節 防災訓練計画

第1 計画の方針

訓練は、地震災害の発生に備え、防災関係機関、自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び地域住民が相互に緊密な連携のもとに、救助、救護、避難誘導等を実践的かつ総合的に実施することにより、有事即応態勢を確立するとともに、町民の防災意識の高揚を図る。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、子供・乳幼児等災害時要援護者に十分配慮する。訓練後に評価を実施して課題等を整理し、必要に応じて体制の改善を図る。

第2 現況

五城目町地域防災計画に基づく各種訓練を実施し、その訓練で得た教訓を防災対策に反映させる。

第3 訓練の区分

1. 図上訓練

地震による災害を想定し、その災害に対処する関係機関、団体の予防措置、応急対策等を図上で行う。実員を使って訓練を行うことができない場合又は指揮能力を養成する訓練を行う場合に実施する。

2. 実践訓練

実際の地震を想定して、総合的、個別的に実践的に実施する。

(1) 総合訓練（全体）

町内防災関係機関・関係団体及び地域住民の参加のもと総合的な防災訓練を実施する。

(2) 個別訓練

町は、総合防災訓練のほか訓練種目を選定し、小地域毎に個別的な訓練を実施する。

第4 訓練の種別

……………（一般災害対策編 P18）

1. 通信訓練

災害想定に基づき、関係機関がその所有する通信施設を高度に活用し、総合的な通信訓練を行う。

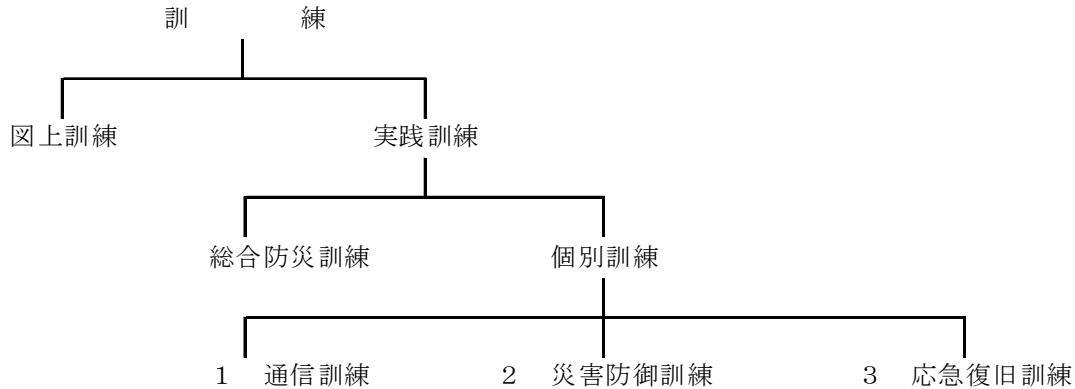
2. 災害防御訓練

- (1) 情報の収集、伝達訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 災害防御活動従事者の動員訓練
- (6) 必要資材の応急手配訓練
- (7) 特殊防災訓練（油流出事故等）

3. 応急復旧訓練

- (1) 道路等、交通の確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急措置

- (4) 水道、ガス、電力、通信施設の応急修復
- (5) 危険物等の災害防止と応急修復



第5 防災訓練計画表 (一般災害対策編 P19)

区分		実施団体	実施期間	実施場所	実施方法
個別訓練	消防訓練	消防署 消防団	火災予防 運動週間	火災危険 地区	図上又は実践訓練、必要に応じ避難等他の訓練と並行して実施する。
	水防訓練	水防団	入梅前	馬場目川 河川敷	図上又は実践訓練、必要に応じて国及び県と合同で実施する。
	通信訓練	役場 消防署 消防団 町内会	県民防災 意識高揚 強調週間	地域全体	気象予警報、災害情報、命令指示、報告要領を所要の通信手段を使って訓練、必要に応じ他の訓練などと並行して実施する。
	動員訓練	役場 消防署 消防団	県民防災 意識高揚 強調週間	役場 消防署	応急対策を実施するため必要とする職員等を迅速に招集できるよう訓練、必要により通信訓練と並行して実施する。
	避難訓練	各施設の 管理者	防災週間	各施設	被害の恐れのある地域内及び学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所などの建物等からの通信訓練、必要に応じ消防・水防訓練と並行して実施する。
	炊出し、給水訓練	役場	防災週間	適宜	関係機関の協力を得て炊出し・給水について訓練、必要に応じ消防・水防訓練と並行して実施する。
	医療救護 応急手当 訓練	役場	適宜	適宜	関係機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は自主防災組織による応急手当等を訓練、必要により他の訓練と並行して実施する。
総合防災訓練		役場	適宜	適宜	関係機関、地域住民が一体となって、予想される災害に即応できるよう総合的に訓練する。
		秋田県	防災週間	12市持ち 回り	県が主催する総合防災訓練に積極的に参加し、防災活動能力を向上させる。

第6 訓練実施要領 (一般災害対策編 P20)

第7 五城目町総合防災訓練の実施方針 (一般災害対策編 P20)

1. 現況
2. 計画の目的

- 3. 実施計画
- 4. 安全管理

第4節 防災情報の収集、伝達計画

第1 計画の方針

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧、復興を実施するための備えを平常時より怠りなく行うものとする。

このため、防災情報通信施設の維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器の操作研修を計画的に実施する。

第2 情報収集体制 (一般災害対策編 P21)

- 1. 職員の動員
- 2. 体制の整備

第5節 通信施設災害予防計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P22)

災害時における通信確保は、防災活動上極めて重要である。このため、計画的に五城目町防災行政無線設備の導入に努めるとともに、町及び各機関は、通信施設の改善と保守点検、運用管理に万全を期さなければならない。また、災害時に利用できる関係施設の現状についても把握しておく必要がある。特に秋田県総合防災情報システム、警察、消防、NTT等の非常用無線を効率的に活用するため、平素から関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保しなければならない。なお、民間無線（アマチュア無線、タクシー無線）の活用については、情報提供が得られるよう事前に協力協定を結んでおく必要がある。

第2 通信施設の整備 (一般災害対策編 P22)

- 1. 現況
- 2. 対策

第3 関係機関の通信施設 (一般災害対策編 P22)

- 1. 警察無線
- 2. アマチュア無線・タクシー無線の通信施設
- 3. 災害時優先電話の指定推進

第6節 水害予防計画

第1 計画の方針

地震により、河川、ダム、溜池等の施設が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらすので「五城目町水防計画」に基づいて水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川、溜池等の整備促進を図る。

さらに、秋田県知事が定める水位情報周知河川（第13条）に馬場目川が指定されており、避難判断水位が定められ、水位情報が秋田県から通知される。

また、地震等による浸水被害から住民を避難させるための判断基準となる洪水ハザードマップを作成し、住民説明会などを通じ周知徹底を図る。

第2 河川施設

1. 現況

本町は、馬場目川をはじめ2級河川5河川、延長77.5km、その他支流である中小河川が多く存在するが、順次進行中である。

地震による河川施設への被害は、堤防の亀裂・沈下、法面崩落など、また護岸、橋梁等のコンクリート構造物の亀裂・沈下などが想定される。

2. 対策

- (1) 治山治水、砂防事業については、早期完成が図られるよう関係機関に要望していく。特に、馬場目川の未改修については早期完成が図られるよう関係機関に要望していく。
- (2) 堤防等の河川施設については、災害による決壊防止を図るため、パトロールを実施し、安全管理に務める。
- (3) 水防倉庫を整備し、水防資器材を備蓄する。
- (4) 市街地においては、生活排水路の整備を促進し、雨水等による浸水危険の排除を図る。

第3 ため池施設

..... (一般災害対策編 P23)

1. 現況

2. 対策

第7節 火災予防計画

第1 計画方針

建築物や多種におよぶ危険物取扱施設の増加、需要拡大等により火災発生の危険が増大している。これに対処するため、消防計画を立て消防体制を整備し、消防力の向上、防火思想の普及および予防査察等により火災の防止を図る。

第2 一般火災 (一般災害対策編 P24)

1. 現 況
2. 対 策

第3 火災の延焼拡大の防止

1. 現 況

地震時の火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画の整備及び建築物の不燃化等の一層の充実が必要である。

2. 対 策

(1) 消防計画の充実

消防計画の作成にあたっては、特に木造家屋の密集度、消防活動のための道路の状況などに応じ、消防活動が的確に実施できるようにする。

(2) 予防査察の実施

消防長又は消防署長は、平常時から関係の場所への立入等、予防査察等を実施して震災時の対応について現場指導する。

(3) 平素から自主防災組織を育成強化し、火災の発生時に連携・協力して活動できるよう指導する。

第4 消防水利の整備

1. 現 況

地震発生時には、水道施設の損壊等によって消火栓の断水や機能低下、又は道路や建物等の損壊によって消防用自動車の通行障害が発生するなど消防活動が制約されることが予想されるため、市町村等では地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、耐震性貯水槽及び防火水槽等消防水利の整備を計画的に実施する。

2. 対 策

(1) 耐震性貯水槽及び防火水槽の設置にあたっては、木造家屋の密集地、避難場所及び避難路の周辺等を優先的に整備する。

(2) 防火水槽の構造は、耐震性とする。

(3) 自然水利、プールなどを効率的に利用する。

第8節 危険物施設等災害予防計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P27)

危険物施設等による災害の発生及び拡大を防止するため防災関係機関及び関係事業所は、施設の耐震診断・改修の推進、安全規則の遵守等、適正な施設の管理、防災資器材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の強化が必要である。

第2 危険物施設 (一般災害対策編 P27)

1. 現況
2. 対策

第3 火薬類 (一般災害対策編 P27)

1. 現況
2. 対策

第4 高圧ガス (一般災害対策編 P28)

1. 現況
2. 対策

第5 LPガス (一般災害対策編 P28)

1. 現況
2. 対策

第6 毒物・劇物 (一般災害対策編 P29)

1. 現況
2. 対策

第7 危険物等運搬車両

1. 現況

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物(以下「危険物等」という。)の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生の危険性が増大している。

また、高速道路や自動車専用道路の延伸に伴い、地震による事故が発生した場合、高速走行のためのタンクや運搬容器の被害が拡大する可能性が高まっている。

2. 対策

- (1) 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守等についての指導の徹底を図る。
- (2) 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。

危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成及びその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者等への交通安全の啓発、関係法令の遵守及び危険物等の取扱いについての指導の徹底を図る。

- (3) 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と作業分担を協議するとともに、日本道路公団、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。
- (4) 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。

第9節 建築物災害予防計画

第1 計画の方針

建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに不燃化を計画的に実施し、建物被害の軽減を図る。
特に、防災業務の拠点となる公共施設における耐震性の確保、併せて一般建築物の耐震性確保については、指導等を行う。

第2 公共建築物等

1. 現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動の拠点となるものであり、耐震・不燃化対策の強化が必要である。

2. 対策

- (1) 役場庁舎、地域福祉センター、保健センター、町民センター、保育所、公民館や学校等の施設について、各施設管理者が施設の耐震診断、点検等の実施に努め、必要な耐震補強、改修等を行うよう努める。
- (2) 町の所管外の施設については、施設の管理者が点検整備、耐震化に努める。

第3 一般の建築物

1. 現況

建築関係法令の徹底により、安全の確保に努めており、また、既存不適正建築物の防災性能の向上と維持保安に関する知識の普及を図っている。建築基準法の耐震規定の改正以前に建築されたものについては、耐震診断結果に応じた改修が必要である。

2. 対策

- (1) 県及び町は百貨店、ホテルなど地震による倒壊等、被災時の影響が大きい建築物について、耐震診断・改修等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。
- (2) 特殊建築物については、防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改造等、防災上必要な指導、勧告を行う。また、一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成など、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。
- (3) 老朽木造住宅や宅地の耐震性等について、診断及び補強方法等の指導に努める。

第4 ブロック塀、石塀等

1. 現況

ブロック塀等の安全性については、建築基準法施行令等に基づき審査、指導等を行い、耐震性の確保を図っているが、既存のものについては、地震に対して脆弱である。

2. 対策

- ア 既存のブロック塀等に対する耐震補強等の必要性について所有者等に指導する。
- イ 関係業界に対して適正な設計、施行を指導し、倒壊による災害を防止する。

第5 家具等の転倒防止

1. 現 況

地震によって、家具、冷蔵庫、テレビ等が移動、転倒し、また柱や壁に掛けられた時計、額縁、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となるおそれがある。

2. 対 策

ア 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し転倒を防止する。

イ ピアノや電気製品等はキャスタ金具で移動を防止する。

ウ 食器類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。

第10節 土砂災害予防計画

第1 計画の方針

地震動により地すべり、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域からの住宅の移転等総合的な対策を実施して、土砂災害の防止を図る。

第2 地すべり、急傾斜地 (一般災害対策編 P31)

1. 現 況

2. 対 策

第3 土石流 (一般災害対策編 P32)

1. 現 況

2. 対 策

第4 山 地 (一般災害対策編 P33)

1. 現 況

2. 対 策

第5 雪 崩 (一般災害対策編 P33)

1. 現 況

2. 対 策

第6 警戒避難体制等の整備 (一般災害対策編 P33)

1. 土砂災害危険箇所の周知

2. 警戒・避難に関する情報の提供及び伝達

3. 警戒・避難基準

4. 予報、警報及び避難

5. 避難の方法

6. 避難の場所

第7 土砂災害警戒区域等での住宅等の立地抑制等 (一般災害対策編 P35)

1. 現 況

2. 対 策

第8 災害危険区域からの住宅移転 (一般災害対策編 P35)

1. 現 況

2. 対 策

第 1 1 節 公共施設災害予防計画

第 1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要であり、これら施設の管理者は、地震災害から施設を防護するための耐震性の診断及び耐震補強等に努める。

第 2 道路及び橋梁 (一般災害対策編 P 3 6)

1. 道路及び橋梁施設
2. 道路の点検整備
3. 橋梁の点検整備

第 3 水道 (一般災害対策編 P 3 6)

1. 現 況
2. 対 策

第 4 下水道 (一般災害対策編 P 3 7)

1. 現 況
2. 対 策

第 5 電気 (一般災害対策編 P 3 7)

1. 現 況
2. 対 策

第 6 鉄道 (一般災害対策編 P 3 8)

1. 現 況
2. 対 策

第 7 社会公共施設等 (一般災害対策編 P 3 8)

1. 福祉施設
2. 病院等

第 1 2 節 農林漁業災害予防計画

第 1 計画の方針

地震による農業被害を予防、又は拡大防止のため、既設農地及び農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設にあたっては耐震性の向上を図る。

第 2 農地及び農業用施設

1. 現 況

農業人口は高齢化による減少や兼業化が進み、農地及び農業用施設の維持管理の低下、不足や施設の老朽化が進行している。

2. 対 策

- (1) 地震によって決壊又は転倒のおそれのある農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場及び水路等は、県営又は団体営事業等で、補修、改修を実施する。
- (2) 地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害がでた場合は、水不足等によって農作物に大きな影響がでる、この場合は、揚水機等による灌水などにより被害の防止、軽減を図る。

第 1 3 節 避難計画

第 1 計画の方針

地震による建物の倒壊、火災の発生に関する警報・情報等が発せられた場合、町民が安全に避難できるよう、平常時から安全な避難場所、避難路等を選定し、これを住民に周知させるとともに、避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、外国人、子供・乳幼児等の災害時要援護者を適切に誘導するため地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら避難指示の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。

第 2 避難場所、避難路等 (一般災害対策編 P55)

1. 現 況

2. 対 策

第 3 避難情報の判断基準 (一般災害対策編 P56)

町長は、発生した災害の規模、又は発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知をする。

(1) 避難準備情報

「避難準備情報」は、避難勧告又は避難指示の決定・通知に先立ち、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったときに、災害時要援護者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

(2) 避難勧告

「避難勧告」は、災害が発生し、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した避難場所又は避難所（公共施設等）への避難を促すために通知する。

(3) 避難指示

「避難指示」は、被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、又は人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された時や堤防の隣接地等、地域特性等から人的被害の発生する危険が非常に高いと判断された時は「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知する。

(4) 避難解除

避難の必要がなくなったとき、町長は避難の解除を通知する。

第14節 医療計画

第1 計画の方針

地震災害時における医療救護体制として、災害医療の拠点となる医療機関等の配置及び医療救護班の派遣体制の確立、患者輸送体制や患者収容力の確保に加え、医薬品や医療機材の備蓄システムの構築等災害医療救護に係る総合的体制整備を推進するとともに、平時における救急医療体制の整備を推進する。

また、県が整備をすすめている「災害・救急医療情報システム」により、広域連携に基づく相互支援体制の整備・推進を図るとともに、平時から応急処置等の災害医療技術の習得・訓練や災害医療についての調査・研修を行う。

第2 初期医療体制の整備 (一般災害対策編 P58)

1. 現況

第3 後方医療体制の整備 (一般災害対策編 P58)

1. 現況

2. 対策

第4 広域救護活動 (一般災害対策編 P58)

1. 現況

2. 対策

第5 災害医療機関の配置 (一般災害対策編 P59)

第15節 積雪期の地震災害予防計画

積雪厳寒期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、積雪や低温により人的・経済的に大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。このため、県、町及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備など総合的な雪対策を推進し、もって積雪期の地震被害の軽減を図る。

第1 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等の総合的・長期的対策の推進によって確立されるものである。

このため町は、五城目町防災会議雪害対策部会を開催し、関係機関が相互に協力し、より実効のある雪対策の確立を図っている。

第2 交通の確保

1. 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、交通状況を把握するとともに除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 一般国道・県道・町道・農林道及び高速自動車道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

第3 雪に強い町づくりの推進

1. 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根の雪下ろしが不可能な要援護世帯に対しては、地域の助け合いによる相互扶助体制や地域ボランティアなどの協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとする。

2. 積雪期の避難場所、避難路の確保

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整備し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等の面的整備を促進して、避難場所・避難路の確保を図る。

第16節 文化財災害予防計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P52)
第2 文化財 (一般災害対策編 P52)
1. 現況	
2. 対策	
第3 記念物 (一般災害対策編 P53)
1. 現況	
2. 対策	
第4 管理及び事後処理 (一般災害対策編 P53)

第17節 廃棄物処理計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P55)
第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 (一般災害対策編 P55)

第18節 災害対策拠点の指定及び整備に関する計画

地震発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要な改修・補強を計画的に推進する。

第1 指定防災拠点

災害対策本部等地域の防災活動の中核となる施設として、役場庁舎、警察署、消防本部庁舎等を拠点とする。

第2 指定防災拠点以外の防災上重要な施設

指定防災拠点以外に防災上重要な施設としてはおおむね次のとおりとする。

- (1) 消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等
- (2) 町が指定する避難施設、避難所
- (3) 町の区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設
- (4) 町の区域内の水源施設等

第3 地域防災拠点施設等の整備促進

町は、地域における災害環境を把握のうえ、指定防災拠点及び防災上重要な施設（以下「指定防災拠点等」という。）について、計画的な耐震診断、防災点検等をもとに地震防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずる。

第19節 災害時要援護者避難支援計画

第1 目的

この計画は、五城目町における地震や風水害その他の災害が発生した場合における要援護者の避難の支援に関し必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資することを目的とする。

第2 要援護者の範囲 (一般災害対策編 P61)

第3 要援護者登録制度

第4 要援護者の避難支援者

第5 避難所の選定

第6 要援護者支援班の設置

第20節 災害ボランティア活動と支援計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P65)

第2 災害ボランティアの活動分野 (一般災害対策編 P65)

1. 専門分野

2. 一般分野

第3 災害ボランティア活動への支援 (一般災害対策編 P63)

1. 災害ボランティア連絡会議の開催

2. 災害ボランティア活動の環境整備

第21節 広域応援体制の整備等 (一般災害対策編 P67)

第22節 生活必需品等の確保に関する計画

1. 基本的な考え方

大規模地震災害時における被災者の生活の安定を確保するための生活必需品等の確保対策については、町民における日頃の備え、民間の事業所・団体等における備蓄等を推進するとともに、日本赤十字社秋田県支部、県、町及び関係機関が防災上の責務に応じた備蓄を計画的に推進するほか、生産・流通・販売業者等からの調達体制を確立することにより、県全体の効率的な相互支援体制を構築する。

なお、大規模地震災害時には、広域応援協定等による支援も得ながら、生活必需品等の適切な確保に努める。

2. 公的備蓄の推進

(1) 公的備蓄目標数量

生活必需品について県と市町村は、推定された最大被災者数のうち約 7 割に相当する分を公的備蓄とし、約 3 割については個人の備え、民間からの支援、日本赤十字社秋田県支部の支援及び業者等との協定に基づく県内の支援体制で補完することを当面の目標とする。

(2) 県と市町村の分担

県内に大規模地震が発生した場合には、県はもとより市町村も相互に援助すべきであることから、公的備蓄目標全体を県と町がそれぞれ 2 分の 1 ずつ負担することとしている。

個々の市町村はそれぞれの人口比により分担する。

3. 生活関連物資の備蓄品目及び数量

県は、備蓄目標数量の県負担分について、県内 4 箇所（北秋田市鷹巣、横手、秋田市雄和、由利本荘市岩城）の倉庫に備蓄している。町においても、品目については実態を勘案しながら推進する。

【参考】県の備蓄品目・数量

平成 19 年 4 月現在

品名	数量	単位	品名	数量	単位
毛布	28,000	枚	仮設トイレ（健常者用）	73	台
避難生活用品セット	7,000	セット	仮設トイレ（身障者用）	7	台
災害用敷マット	7,000	枚	タオルケット	1,528	枚
安全キャンドル	1,400	個	肌着（男性用）	1,000	組
長靴	280	足	肌着（女性用）	1,000	組
紙おむつ（大人用）	280	袋	肌着（子供用）	1,000	組
紙おむつ（子供用）	420	袋	敷布	17	枚
生理用品	420	袋	作業衣	18	着
トイレットペーパー	1,164	袋	タオル	100	枚
給水用ポリタンク	4,200	個	鍋	50	個
防水シート（大）	1,000	枚	湯沸かし	110	個
防水シート（小）	1,000	枚	メリヤス	400	枚
石油ストーブ	280	台	荷役用ネット	1	個

なお、この備蓄目標数量は、全県的な相互支援のための最低確保基準というべきものであることから、市町村は備蓄品目、数量については目標を超えて地域の実情に即した公的備蓄の推進に努めるほか、県、市町村ともに、流通業者等からの調達体制についても整備する。

4. 水・食料・医薬品の確保

(1) 水

町は、町民が非常時に備えた飲料水確保（3 日分）に努めるよう啓発を行う。

また、災害時には被災地以外の水源からの搬送を基本とすることから、町は飲料水供給に必要なポリタンク・バッグの備蓄を行う。

さらに、飲料水の運搬に必要な給水用タンク及び運搬車両の整備に努めるとともに、災害時に備え流通業者等からの調達体制や飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

(2) 食料

町は、町民が非常用食料の備え（3 日分）に努めるよう啓発を行うとともに、流通備蓄を基本として、災害時に備え食品の製造及び流通業者等からの調達体制を整備する。

(3) 医薬品

県は、医薬品については医療の専門的な範疇に属するものであることから、秋田県災害医療救護計画に基づき、医療機関等による「常用備蓄」と「流通備蓄」によるほか、県が緊急用医薬品2,000人分（3日分）を県内3地区に分散して備蓄している。

第23節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路及び輸送手段の確保はきわめて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両・航空機の確保が必要となる。

町は、国・県・日本高速道路(株)管理者と緊密に連携し、「災害時における緊急輸送を確保するための道路」の指定を行う。

さらに、緊急輸送道路の耐震化や改良、補強などを推進に努める。

第1 指定拠点

緊急輸送道路ネットワークにおける「指定拠点」は、法令等の基準に基づき第1次指定拠点、第2次指定拠点及び第3次指定拠点に区分するものとし、具体的な区分は別に定めるものとする。

1. 指定地方行政機関等

国土交通省などの国の機関

2. 指定公共機関、指定地方公共機関

道路（東日本高速道路秋田事務所）、電力（東北電力秋田支店、各営業所）、電話（NTT 東日本各支店等）、鉄道（JR 東日本秋田支社）、放送局、医療（秋田県医師会等）、運輸（秋田中央交通等）、郵便等

3. 地方公共機関

県の施設、警察、市町村役場、消防施設等

4. 救援物資等備蓄・集積場所

港湾（秋田港等）、漁港（北浦漁港等）、駅前広場（秋田駅等）

5. 広域避難場所

道の駅（五城目他）、広域避難地（八橋運動公園等）

6. 医療機関等

総合救急（湖東総合病院等）、その他(病院、医院、診療所、整骨等医療施設

7. 臨時ヘリポート

(1) グランド（五小、大小、五中、五高等）

(2) 公営陸上競技場（八橋陸上競技場他）

(3) 野球場（秋田大学野球場他）

(4) 広場

(5) その他

8. 一時避難地

(1) グランド（小、中、高等学校）

(2) 公園

- (3) 競技場
- (4) 野球場
- (5) 広場
- (6) その他

第2 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワークの区分は、次のとおりである。

- (1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク
 県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港と幹線道路施設を連絡する道路
 (高速自動車国道、国道7号線等)
- (2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク
 第1次緊急輸送道路、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊)を連絡する道路
 (国道285号線)
- (3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク
 その他の道路(第1次及び第2次輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路、主要地方道及び県道、町道)

第24節 企業防災促進計画

第1 計画の方針

震災時における企業活動の停止は社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に被災前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性に対する認識が必要であり、本節では企業の災害時における防災対策を推進する上での必要事項を定める。

- 第2 基本的な考え方** (一般災害対策編 P68)
- 1. 被害想定
- 2. 事業継続と共に求められるもの
- 第3 事業継続計画の策定** (一般災害対策編 P69)
- 第4 教育・訓練の実施** (一般災害対策編 P69)

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 計画の方針

地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、町民の生命、身体、財産の安全確保を第一として、町の有する全機能を有効・適切に発揮して災害の発生を防御し、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

第2 五城目町災害対策本部

1. 設置

町長は、町の区域に地震災害が発生し、またはその被害が拡大するおそれがある場合で、必要と認めるときは、災害対策本部等を設置する。

また、災害の初期段階における対応が、その後の防災対策の成否を大きく左右することから地震の発生した段階で、警戒のための体制をとることが極めて重要であり、災害対策本部の設置前の体制として災害警戒対策部を次のとおり設置するものとする。

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
五城目町災害対策本部	正庁 (総務課)	1. 震度6(弱)以上の地震によって住民の生命、身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生するおそれがあるとき、又は発生し被害が拡大するおそれがあるとき 2. 災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき 3. その他町長が必要と認めた場合	1. 災害情報の収集資料の作成 2. 指示事項の伝達 3. 防災会議との連絡 4. 関係機関との連絡調整	本部長 町長 副本部長 副町長 〃 教育長 〃 会計管理者 本部付 総務課長 〃 消防長 〃 各課室長 〃 消防団長
五城目町災害警戒対策部	正庁 (総務課)	1. 震度5(弱)又は5(強)の地震が発生した場合 2. 被害が発生し、防災対策上特に必要と認めた場合	5. 災害の予防及び災害応急対策の実施 6. 住民に対する広報	部長 副町長 副本部長 教育長 会計管理者 総務課長 部員 各課室長及び部長が指名する職員、消防団長
五城目町災害警戒対策室	庁議室 (町民福祉課)	1. 震度4の地震が発生した場合 2. 局地的に小規模災害が発生した場合	1. 災害情報の収集資料の作成 2. 関係機関との連絡調整	室長 総務課長 室員 各課室長及び室長が指名する職員

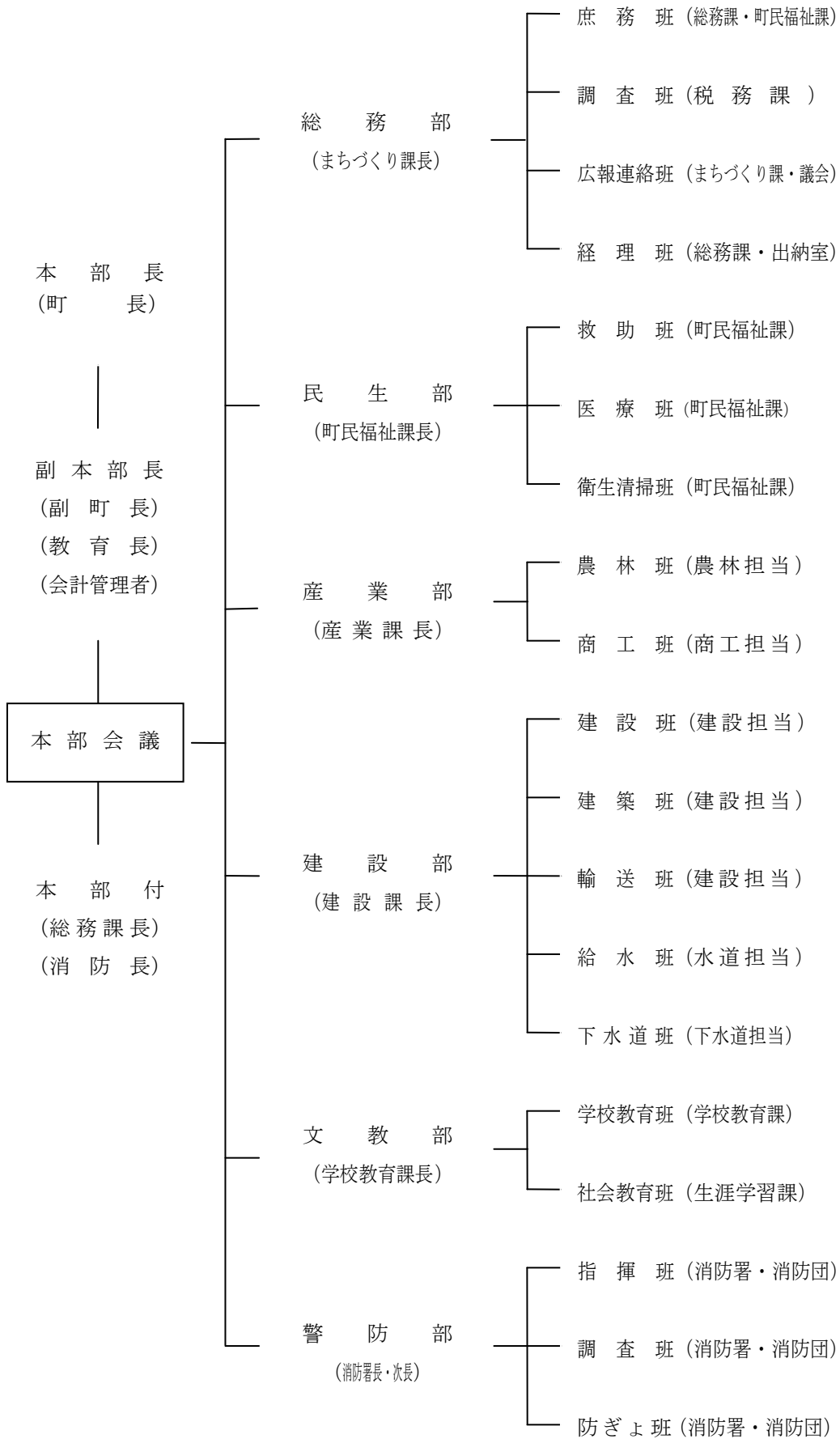
2. 廃止

町長は、災害対策本部、災害警戒対策部、災害警戒対策室が応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められる場合は、五城目町災害対策本部等を廃止する。

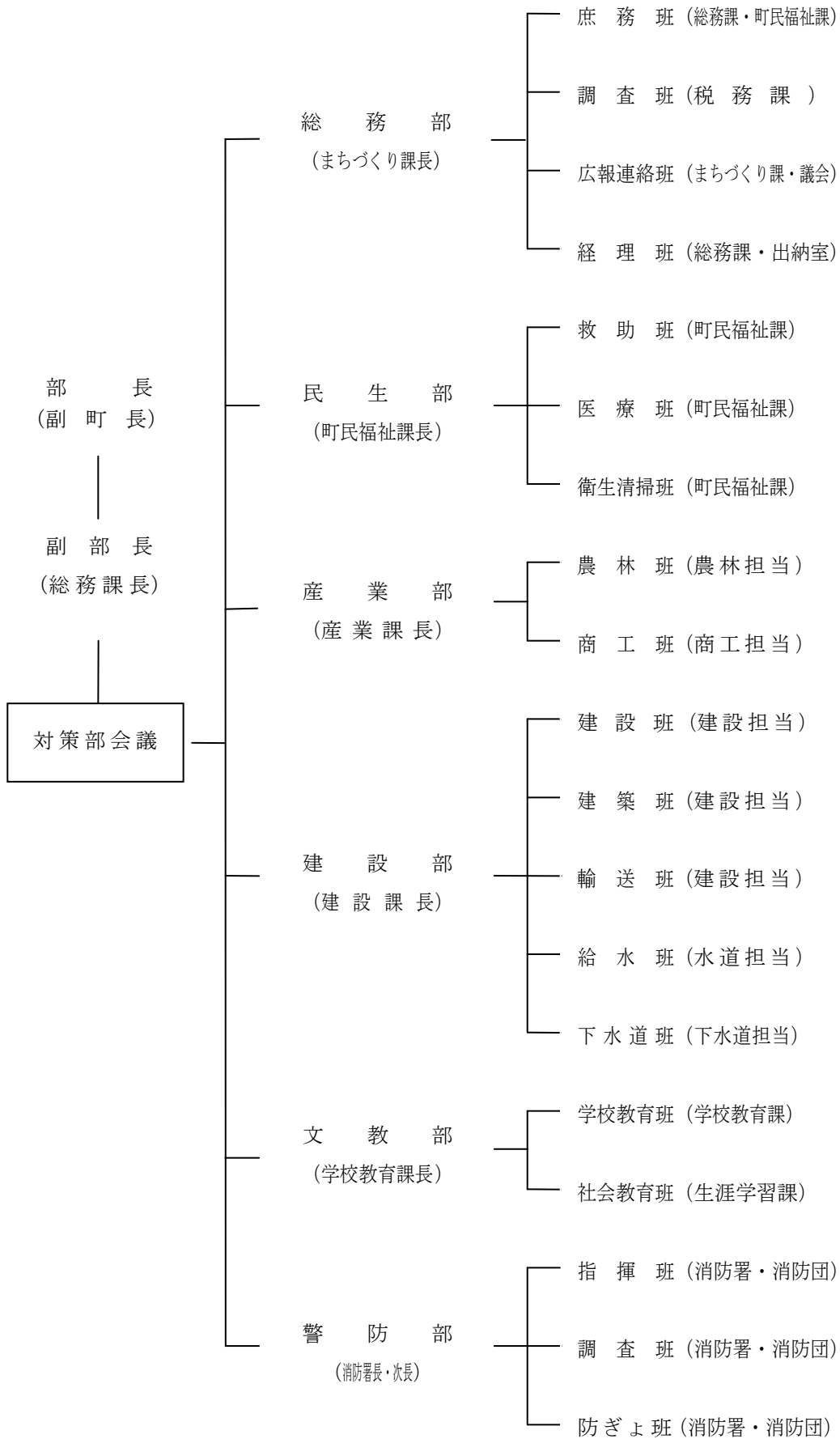
3. 災害対策本部の編成及び事務分掌 …………… (一般災害対策編 P71)

(1) 組織及び事務分掌は、次のとおりである。

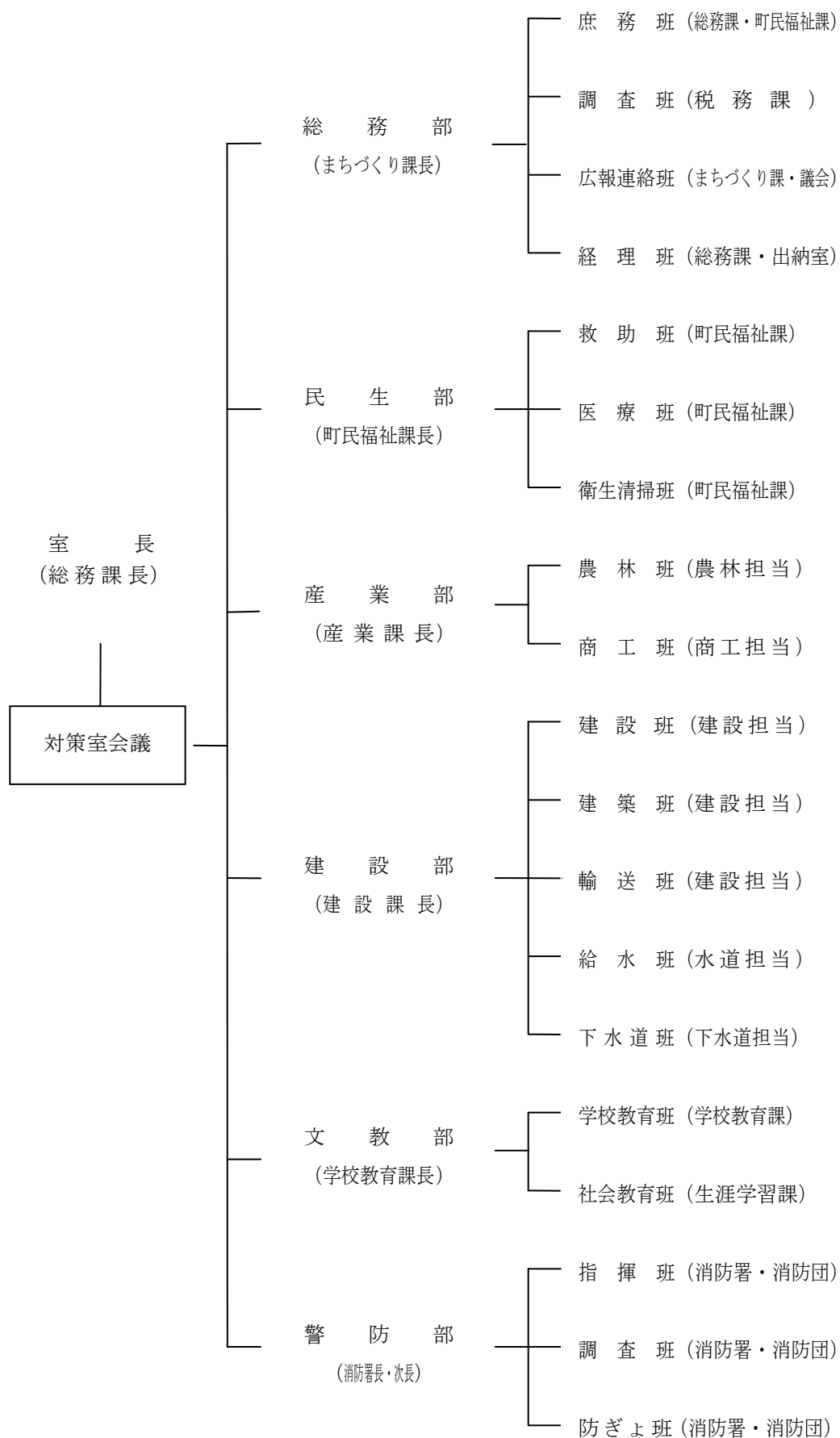
組 織 図 (災 害 対 策 本 部)



組 織 図 (災害警戒対策部)



組 織 図 (災害警戒対策室)



五城目町災害対策本部（災害警戒対策部、災害警戒対策室）事務分担表

部	班	業 務 内 容
本 部 長 (部長、室長)		災害対策本部（警戒対策部、警戒対策室）の業務を総括し、指揮監督命令する。
副本部長 (副部長)		本部長（部長）を補佐する。
総 務 部	庶 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の庶務及び本部会議に関すること。 2. 防災会議、県本部その他関係機関との連絡に関すること。 3. 各部の総合連絡調整に関すること。 4. 動員及び非常招集に関すること。 5. 災害応急対策の立案に関すること。 6. 報道機関との連絡に関すること。 7. 応急公用負担に関すること。 8. 警戒区域の設定に関すること。 9. 避難等の指示、命令の発令に関すること。 10. 県知事及び他市町村に対する応援要請に関すること。 11. 災害に関する公示及び被害状況の報告に関すること。 12. 災害の総括に関すること。 13. その他ほかの部（班）に属さないこと。
	調 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害状況調査確認に関すること。 2. 被災者の調査把握に関すること。 3. 危険区域の調査に関すること。 4. 災害の記録及び被害報告書の作成に関すること。 5. 罹災証明の発行に関すること。（他部に属するものを除く。） 6. その他災害調査全般に関すること。
	広報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人心の安定に関すること。 2. 避難指令等及び避難所、救護所等の周知に関すること。 3. 災害の記録写真に関すること。 4. 住民の要請及び陳情に関すること。 5. 災害広報に関すること。 6. 通信の確保に関すること。 7. 本部長の指示命令等の伝達に関すること。 8. その他連絡全般に関すること。
	経 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に伴う予算経理に関すること。 2. 義援金品に関すること。 3. 補助、金融に関すること。 4. 物件の損害保障に関すること。 5. 調達物資の収納、保管及び配分に関すること。 6. 災害時における町有物件の管理に関すること。 7. その他経理全般に関すること。
民 生 部	救 助 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の設置に関すること。 2. 炊出しその他の食糧並びに救助物資の給貸与に関すること。 3. 調味料その他の副食物の調達に関すること。 4. 生活必需品の調達に関すること。 5. 被災者の生活相談、援護に関すること。 6. その他救助全般に関すること。

	医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地医療班を編成すること。 2. 救護所の開設に関すること。 3. 医療器具並びに医療品の調達配分に関すること。 4. 傷病者の医療措置に関すること。 5. 感染病患者の収容に関すること。 6. 検疫に関すること。 7. 遺体の検視に関すること。 8. 協力医療機関との連絡調整に関すること。 9. その他医療全般に関すること。
	衛生清掃班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2. 被災地及び避難所等の防疫に関すること。 3. 防疫器材及び薬品の調達に関すること。 4. 遺体処理に関すること。 5. 埋火葬及び慰霊に関すること。 6. へい獣処理に関すること。 7. その他衛生全般に関すること。 8. 被災地の清掃に関すること。 9. 被災地のし尿処理に関すること。 10. 清掃施設及び火葬場等施設の復旧に関すること。 11. 清掃用車両及び従事者の確保に関すること。 12. その他清掃全般に関すること。
産業部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地及び農業用施設の応急対策並びに被害調査に関すること。 2. 農作物及び森林の応急対策並びに被害調査に関すること。 3. 農薬、肥料及び家畜飼料の確保、斡旋に関すること。 4. 家畜伝染病予防対策並びに施設の復旧に関すること。 5. 応急用米穀、そ菜の調達、斡旋に関すること。 6. 林業被害対策、復旧用木材の斡旋に関すること。 7. 農林畜産関係の補助、融資、起債等に関すること。 8. 農作物及び森林罹災証明に関すること。 9. その他農林の全般に関すること。
	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係の被害調査に関すること。 2. 災害時における労働力の確保及び被災失業者の職業相談に関すること。 3. 災害対策に要する資材、物資の把握及び調達に関すること。 4. 金融に関する調査及び対策に関すること。 5. 物資流通並びに物価安定対策に関すること。 6. 電気関係機関並びに業者の協力要請に関すること。 7. その他商工全般に関すること。
建設部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通確保及び人命救助のための障害物の除去に関すること。 2. 土木災害の応急及び復旧対策に関すること。 3. 土木被害調査に関すること。 4. 土木技術者及び従事者の確保に関すること。 5. 道路交通の確保及び通行不能箇所等の表示に関すること。 6. その他土木全般に関すること。

	建築班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所及び救護所の建設、補修に関する事。 2. 町有建築物並びに施設、設備の応急復旧対策に関する事。 3. 応急仮設住宅の建設並びに住宅応急修理に関する事。 4. 建設技術者及び従事者の確保に関する事。 5. 住宅建築の融資に関する事。 6. 建築物の被害調査に関する事。 7. 建築物の罹災証明に関する事。 8. その他建築全般に関する事。
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者及び傷病者の輸送に関する事。 2. 災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関する事。 3. 遺体の輸送に関する事。 4. 救援物資の輸送に関する事。 5. 応急及び復旧のための資器材の輸送に関する事。 6. 輸送車両の調達に関する事。 7. その他輸送全般に関する事。
	給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水の確保及び供給に関する事。 2. 給水車両の調達に関する事。 3. 水道施設の応急及び復旧対策に関する事。 4. 水道施設技術者及び従事者の確保に関する事。 5. 被災地の水道施設の衛生維持に関する事。 6. その他給水、水道施設全般に関する事。
	下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設・設備の応急復旧対策に関する事。 2. 下水道技術者及び従事者の確保に関する事。 3. その他下水道全般に関する事。
文教部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町立学校施設の被害調査に関する事。 2. 町立学校施設の保全及び復旧措置に関する事。 3. 被災児童生徒の避難及び救護に関する事。 4. 臨時校舎の開設及び応急教育に関する事。 5. 保健衛生及び学校給食施設の保全措置に関する事。 6. 教科書及び学用品の調達、配分に関する事。 7. 学校施設に対する集団避難の受入対策に関する事。 8. その他災害時における学校教育全般に関する事。
	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設及び文化財の被害調査に関する事。 2. 社会教育施設及び文化財の保全、復旧措置に関する事。 3. 社会教育施設に対する集団避難の受入対策に関する事。 4. その他災害時における社会教育全般に関する事。
警防部	指揮班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第一次動員及びその訓練計画に関する事。 2. 消防部隊の指揮運用に関する事。 3. 災害現場の連絡調整に関する事。 4. 消防応援要請に関する事。 5. その他警防活動全般に関する事。
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害調査に関する事。(他部に属するものを除く。) 2. 被災者の調査に関する事。 3. 被災原因の調査に関する事。 4. 災害現場の情報収集に関する事。 5. その他警防調査に関する事。

	防ぎよ班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の予防、警戒並びに防ぎよに関する事。 2. 避難誘導に関する事。 3. 被災者の救出並びに行方不明者の捜索に関する事。 4. 警防資器材の整備点検、調達及び輸送に関する事。 5. 警報指示並びに指令等の一般住民への伝達に関する事。
--	------	--

- (注) 1 五城目町災害警戒対策部、災害対策警戒室設置時は、この分掌事務を準用する。
 2 分掌事務には、その他本部長が指示する事項も含まれるものとする。

4. 災害対策本部会議 (一般災害対策編 P70)

災害対策本部長は、災害応急対策に必要な指示、総合調整を行うために本部会議を招集する。また、災害対策本部会議の会議次第は、おおよそ次のとおりとする。

<p>災 害 対 策 本 部 会 議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気象情報及び災害情報 (2) 配備体制 (3) 各対策部の措置事項 3. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急対策への指示 (2) 各対策部間の調整事項についての指示 (3) 他市町村に対する応援要請の要否 (4) 自衛隊に対する災害派遣要請の要否 (5) 災害救助法適用申請の要否 (6) 被害状況視察隊編成の決定 (7) 被害者に対する見舞金品給付の決定 (8) 次回本部会議開催予定日時の決定 4. 閉 会

5. 留意事項

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに知事に報告するとともに関係指定地方行政機関の長、県の関係地方機関の長、関係指定公共機関の長、五城目警察署長、隣接市町村長に通報する。又、町民に対してその旨を広報する。

資料 1 - 3 「五城目町災害対本部条例」

第2節 職員の動員体制

第1 職員動員の基本事項

1. 自主登庁による参集

震度、津波警報等客観的な基準により登庁すべきことをあらかじめ指示されている職員（以下「指定職員」という。）は、ラジオ、テレビその他の方法又は体感により、基準震度警報の発表を知ったときは、直ちに指定された町の施設へ登庁する。

また、町内で震度6弱以上の地震が発生したときは、職員は全員登庁する。

2. 職員参集装置の招集指示による参集

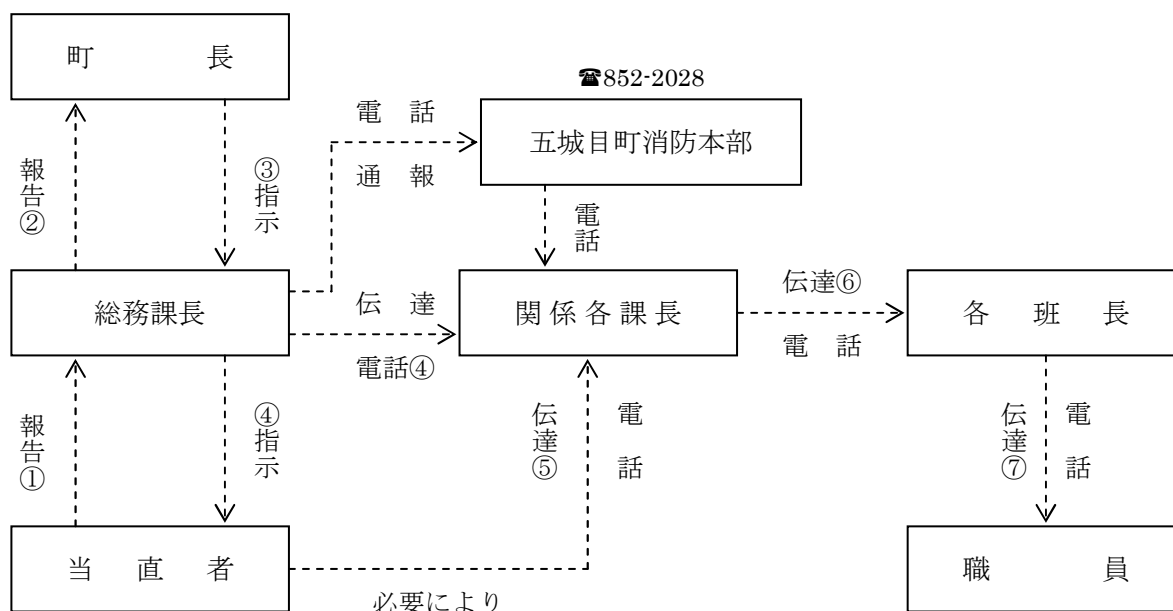
震度情報ネットワークシステムと連動する職員参集システムから発信される動員指示を、携帯電話、PHS又はポケットベルにより受信すべきものとして当該携帯電話又はポケットベルの所持を義務づけられた指定職員は、当該職員参集装置の指示に基づき、直ちに指定された町の施設へ登庁する。

3. 動員指示伝達による参集

上記以外の場合において職員の動員指示があった場合は、当該動員指示に係る職員は指定された町の施設、又はその他の指定された場所に参集する。

動員指示の伝達系統は、次のとおりとする。ただし、職員は勤務時間外等に震度4以上の地震が発生し、又は発生するおそれのあることを知った時（例えば、警報等の発表）は、動員の指示を待たずに自らの判断により登庁するものとする。また、動員伝達者及び動員要員に指名されている者は、常にその所在を明らかにしておくものとする。

【伝達系統】



第2 職員の心得

1. 職員は携帯ラジオ等を備え、常に気象情報、地震・津波情報が得られるようにする。
2. 地震が発生したときは、ラジオ、テレビ等の地震・津波に関する情報に注意し、職員自身の被災等やむを得ない事情がある場合を除き、別に定める動員計画により登庁する。
3. 動員計画の第3動員の場合においては、交通途絶等を考慮し、原則として、徒歩、自転車で登庁する。
4. 登庁した職員は、自己（家族を含む。）の被害及び登庁途中で見聞した災害の状況等を所属長に報告する。
5. 所属長は、職員の報告をもとに、災害状況については災害対策本部事務局に、職員の被災については庶務班に直ちに報告する。

第3 職員の動員

地震災害が発生した場合の自主登庁参集基準及び参集職員は、次による。

1. 第1動員
町内で震度4の地震が発生したとき：指定職員
2. 第2動員
町内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき：指定職員
3. 第3動員
町内で震度6弱以上の地震が発生したとき：全職員

第4 指定職員及び動員計画

1. 第1動員又は第2動員の指定職員参集基準は別表第1のとおりとする。
2. 指定職員の指定は定期人事異動に伴い毎年度所属長が行い、総務課長に報告する。年度途中で変更した場合も同様とする。
3. 指定職員名簿は、総務課長が保管する。

別表1 動員基準

..... (一般災害対策編 P78)

配 備 区 分		災害警戒対策室	災害警戒対策部	災害対策本部
部・課・係名等		第1配備	第2配備	第3配備
町 長				○
副 町 長			○	○
教 育 長			○	○
会 計 管 理 者			○	○
総務課長		○	○	○
総務部	総務課	3	7	全 職 員
	まちづくり課	4	7	
	税 務 課	2	4	
	議会事務局	1	2	
	出 納 室	2	4	
民生部	町民福祉課 (福祉保健担当)	4	6	
	町民福祉課 (町民生活担当)	6	7	
産業部	産業課 (農林担当)	6	8	
	産業課 (商工観光担当)	2	4	
	農業委員会	1	1	
建設部	建設課 (建設担当)	4	5	
	建設課 (下水・都市整備担当)	2	4	
	建設課 (水道担当)	1	4	
文教部	学校教育課	5	5	
	生涯学習課	3	5	
警防部	消 防 署	全 職 員	全 職 員	
合 計		47	77	

第5 従事命令等

1. 応急措置事項

災害対策基本法（以下「法」という。）に基づいて、町長は、町内に地震災害が発生した場合において、次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法の例により、従事命令等を発することができる（法第71条）。

- (1) 地震災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (2) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (5) 緊急輸送の確保に関する事項
- (6) 災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

2. 従事命令等の種類

従事命令等の種類は次のとおりである。なお、協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う。（法第81条）。

(1) 従事命令

救助を行うため特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる（災害救助法第24条第1項）。

(2) 協力命令

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる（災害救助法第25条）。

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

救助を行うため、特に必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる（災害救助法第26条）。

第6 応援要請等

1. 応援要請

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対して応援を要請する。

2. 要請手続き

応援要請の手続きは、相互応援協定等に基づき文書で行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によるいとまのない場合はとりあえず電話等で要請する。

3. 応援要請の内容

- (1) 応援を受ける業務の内容
- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を受ける場所
- (5) その他応援上必要な事項

4. 応援の要領

- (1) 応援隊は一隊となって当町の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は、当町が負担する。

第7 職員の派遣

1. 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。
2. 町長は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求めることができる。
3. 派遣要請は次の事項を記載した文書をもって行う。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項
4. 身分取扱い等
 - (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
 - (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
 - (3) 給料、諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

第8 消防機関等の相互応援

消防機関の相互応援は、「秋田県広域消防相互応援協定書」のとおりである。

第9 応急措置の代行

災害の発生により五城目町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務について知事が次の応急措置を代行する。

1. 警戒区域を設定し、同地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は同地域から退去を命ずる。
2. 他人の土地、建物その他の工作物等を一時使用し、若しくは収用する。
3. 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
4. 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

第3節 自衛隊への災害派遣要請計画

第1 計画の方針

地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、初期段階から密接な連携を保持して、適時に部隊の派遣を要請するとともに、派遣部隊が効率的な活動ができる体制の確立を図る。

第2 災害派遣の対象 (一般災害対策編 P84)

1. 要請による災害派遣
2. 要請を待ついとまがない場合の災害派遣
3. 航空救難等のため要請があったとき

第3 任務 (一般災害対策編 P84)

第4 災害派遣の要請手続き (一般災害対策編 P84)

第5 災害派遣に伴う措置 (一般災害対策編 P85)

1. 派遣を受ける町の態勢
2. 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限
3. 現地の受入体制
4. 派遣部隊の撤収
5. 経費の負担区分
6. その他

第4節 地震情報等の発表及び伝達計画

第1 計画の方針

地震情報の伝達は速報性が非常に重要であり、各関係機関連携のもとに、迅速かつ正確に伝達できる体制の確立を図る。

第2 地震情報等の種類と発表

1. 地震に関する情報等

(1) 震源速報

震度3以上の揺れが観測され、内陸の地震など明らかに津波の発生のおそれがないと判明した場合に発表する。

(ア) 震源、規模

発生日時、震央地名、震源の位置(緯度、経度)、震源の深さ、地震の規模(マグニチュード)

(イ) 津波の心配なし

(2) 震源・震度に関する情報

地震現象及びこれに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果、状況を内容とするもの。

(ア) 震源、規模

発生日時、震央地名、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）

(イ) 震度 3 以上が観測された地域名

(ウ) 大きな揺れが観測された震度計のある市町村名

最大震度	発表する市町村震度
「震度 4」又は「震度 3」	「震度 3」以上
「震度 5 強」又は「震度 5 弱」	「震度 4」以上
「震度 6 弱」以上	「震度 5 弱」以上

(エ) 震度 5 弱以上と予想されるが、震度を入手していない震度観測点のある市町村

(3) 各地の震度に関する情報

災害復旧活動の支援のための情報及び住民等に対する安否情報を目的とした各地の震度を内容とするもので、県内で震度 1 以上が観測されたとき発表する。

(ア) 震源、規模

発生日時、震央地名、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）

(イ) 震度 1 以上の各地の震度

(ウ) 震度 5 弱以上と予想されるが、震度を入手していない震度観測点

(4) その他の情報

観測点無感、現地有感の場合（震央付近で揺れを感じたが、気象官署や震度観測点の震度計の震度が 0 であった地震で、付近の住民等からの地震の問い合わせがあった場合）、次の事項を満たすもの。

(ア) 震度 3 相当の揺れを感じた場合

(イ) 震度 2 以下であっても、地震が連続して発生している場合

(ウ) その他、地震情報の発表が必要と判断される場合

2. 秋田地方気象台における地震解説資料の提供

「地震解説資料」とは、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震津波情報及びこれらに関連する情報を編集した資料をいう。防災その他社会活動における「地震津波情報」の円滑な利用を確保するため、以下の場合「地震解説資料」を作成して関係機関に提供する。

(1) 県内で震度 4 以上の地震が観測された場合、又は地震が頻発する場合

(2) 「秋田県」に津波予報が発表された場合

(3) 県内が無感であっても、報道関係などから頻繁に問い合わせがあるような地震が発生した場合

第3 地震情報等の伝達

1. 地震情報は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係各機関は地震情報等をより可能な限り迅速に、かつ的確に伝達するものとする。

(1) 措置

ア. 町長は、情報の受領にあたって関係課室に周知徹底し得るよう努め、情報等の内容伝達組

織を整備する。

イ. 町長は、地震情報の伝達を受けたときは、五城目町地域防災計画の定めるところにより、速やかに町民、その他関係機関のある公私の団体に周知徹底させる。

ウ. 秋田気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、町と積極的に連絡を取り、関係機関相互が協力し、情報の周知徹底を図るものとする。

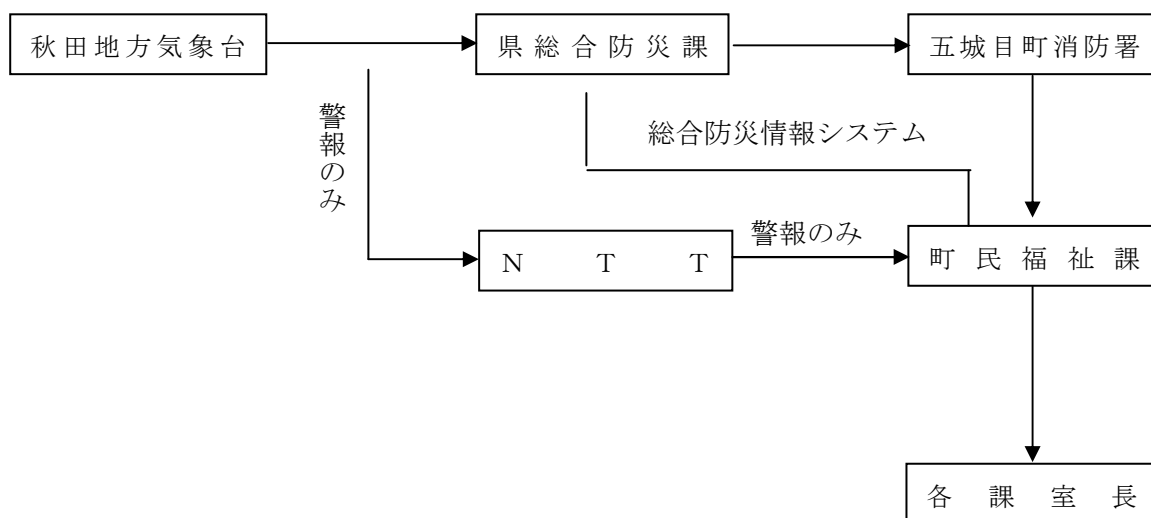
エ. 震度 4 以上の強い地震が発生した場合、防災関係機関は被害情報と二次災害発生に備え、避難等についての迅速な情報の伝達を図る。

2. 地震情報伝達系統

地震情報の伝達は必要に応じて随時広報車、拡声器等による周知を図るものとする。

3. 地震情報の取扱い要領

- (1) 気象業務法に基づく地震に対する情報等は、五城目町消防署が受領する。
- (2) 五城目町消防署は、地震に関する情報を受領したときは、速やかに関係各課室に連絡する。
- (3) 地震情報の取扱い要領は次のとおりである。



第5節 災害情報の収集・伝達計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P94)

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠なものであり、県、町及び関係機関が相互に緊密な連携を保持し、迅速かつ正確な情報収集・伝達を図る。

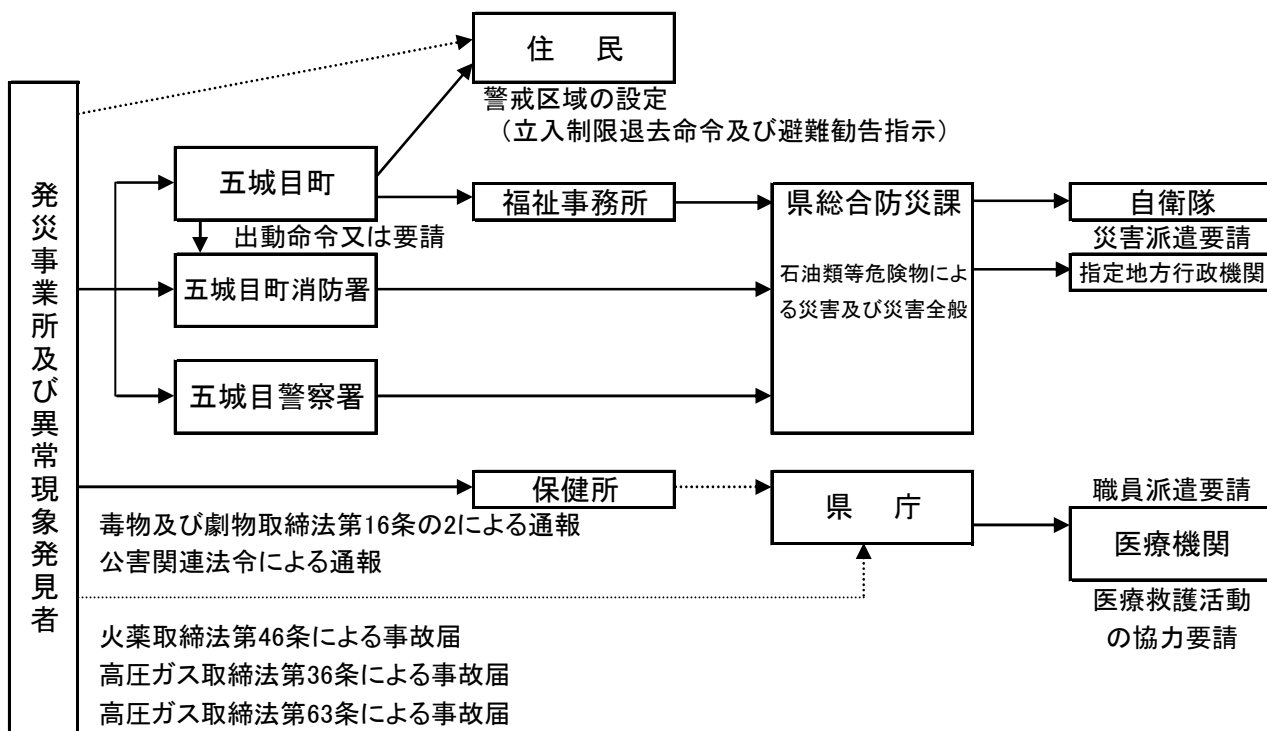
第2 情報収集体制及び伝達系統 (一般災害対策編 P94)

第3 異常現象発見時の措置 (一般災害対策編 P94)

1. 異常現象を発見した場合
2. 被害発生のおそれのある場合
3. 各機関への通報
4. 住民への伝達

第4 地震による特殊災害発生時の措置

地震災害により大規模な火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は、次によるものとする。



第5 被害報告要領

..... (一般災害対策編 P95)

1. 町の報告

町長は、災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ報告する。ただし、県総合防災課へ報告できないときは、直接消防庁へ報告するものとする。

なお、町の区域で震度 5 強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）は、県総合防災課及び消防庁に対して、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

(1) 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第 1 報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、1 号様式を用いて報告する。

ア. 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入する。

イ. 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。特に、人的被害及び住家の被害に重点をおく。

ウ. 応急対策の状況

当該災害に対して、町（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記入する。特に、

住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入する。

(2) 災害即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

(3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式(確定)により報告する。

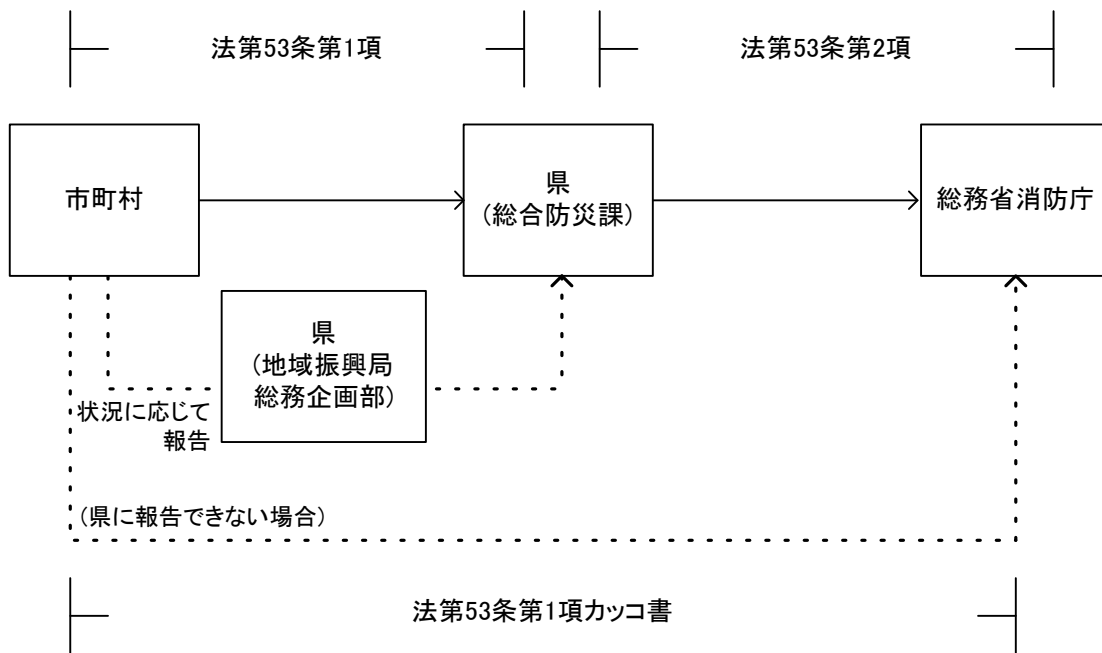
(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、3号様式により翌年4月30日まで報告する。ただし、査定・調査等により被害額が確定したものとする。

資料 2-1 「気象予報・警報一覧」 資料 2-2 「気象観測施設一覧」

資料 20-1 「被害報告様式」

<災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート>



《 消防庁連絡先 》

回線別	区分	平日(9:30~18:30)	左記以外
		※防災対策室	*宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-7527	*-048-500-7782
	FAX	*-048-500-7537	*-048-500-7789

(注) *は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

〈報告の様式〉

1号様式

(1) 災害概況報告

()受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すること。)

市 町 村				区 分			被 害	
災 害 名	災害名			田	流 失 ・ 埋 没	ha		
報 告 番 号	第 報	(月 日 時現在)			冠 水	ha		
					畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
報 告 者 名						冠 水	ha	
				文 教 施 設	箇所			
区 分				被 害		病 院	箇所	
人 的 被 害	死 者	人		そ の 他	道 路	箇所		
	行 方 不 明 者	人			橋 り よ う	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			河 川	箇所	
		軽 傷	人			港 湾	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟			砂 防	箇所		
		世帯			清 掃 施 設	箇所		
		人			崖 く ず れ	箇所		
	半 壊	棟			鉄 道 不 通	箇所		
		世帯			被 害 船 舶 隻			
		人			水 道 戸			
	一 部 破 損	棟		電 話 回 線				
		世帯		電 気 戸				
		人		ガ ス 戸				
	床 上 浸 水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		世帯		農 地 ・ 農 業 用 施 設	箇所			
		人						
床 下 浸 水	棟		罹 災 世 帯 数	世帯				
	世帯		罹 災 者 数	人				
	人		火 災 発 生					
非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物 件					
	そ の 他	棟	危 険 物 件					
			そ の 他 件					

区 分		被 害	備 考
公 立 文 教 施 設	千円		1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況
農 林 水 産 施 設	千円		
公 共 土 木 施 設	千円		
そ の 他 の 公 共 施 設	千円		
小 計	千円		
そ の 他	農 産 被 害	千円	4. 消防機関の活動状況
	林 産 被 害	千円	
	畜 産 被 害	千円	
	水 産 被 害	千円	
	商 工 被 害	千円	
	住 家 被 害	千円	
	非 住 家 被 害	千円	
			5. 避難の勧告、指示の状況
	そ の 他	千円	6. その他
被 害 総 額		千円	
市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称		
	設 置	月	日 時
	解 散	月	日 時
消防職員出動延人数			人
消防団員出動延人数			人

(注)即報にあっては被害額を省略することができる。

市町村名

区分		災害名 発生年月日								計	
人的被害	死者		人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家災害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
床下浸水	棟										
	世帯										
	人										
非住家	公共建物		棟								
	その他		棟								
その他	田	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	学	校	箇所								
	病	院	箇所								
	道	路	箇所								
	橋	りょう	箇所								
	河	川	箇所								
	港	湾	箇所								
	砂	防	箇所								
	水	道	箇所								
	清	掃施設	箇所								

区 分	災害名				発生年月日						計	
そ の 他	崖 ぐ ず れ	箇所										
	鉄 道 不 通	箇所										
	船 舶 被 害 隻											
	水 道 被 害 戸											
	通 信 被 害 回線											
	電 気 被 害 戸											
	ガ ス 被 害 戸											
	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所										
罹 災 世 帯 数	世帯											
罹 災 者 数	人											
公 立 文 教 施 設	千円											
農 林 水 産 業 施 設	千円											
公 共 土 木 施 設	千円											
そ の 他 公 共 施 設	千円											
小 計	千円											
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体											
そ の 他	農 産 被 害	千円										
	林 産 被 害	千円										
	畜 産 被 害	千円										
	水 産 被 害	千円										
	商 工 被 害	千円										
	住 家 被 害	千円										
	非 住 家 被 害	千円										
そ の 他	千円											
被 害 総 額	千円											
市 町 村 災 害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日						
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日						
消 防 職 員 出 動 延 人 数												
消 防 団 員 出 動 延 人 数												

第6 被害の認定基準

..... (一般災害対策編 P102)

分類	用語	被害程度の認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	
	負傷者	重傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月未満の治療で治癒できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の被害額(復旧費相当額)がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	半壊であって構造耐力上主要な部分(建築基準法第1条第3号の規定)の補修等を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であるとみとめられるもの。 1 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの 2 住宅の主要な構成要素の経済的被害が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。	
	半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額(復旧費相当額)がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものである。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。	
	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
非住家の被害	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。		

分類	用語	被害程度の認定基準	
その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする	
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する施設とする。	
	地すべり	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。	
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	鉄道の運行が不能となった程度の被害をいう。	
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。	
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。	
	電気	電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。	
水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。			

分類	用語	被害程度の認定基準
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員をいう。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和22年法律第247号)による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。	
金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第6節 通信運用計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P103)

県、町及び関係機関は、被害情報の収集、並びに応急対策に必要な指示、命令、報告などの重要通信を迅速・的確に実施するため、通信システムの徹底した維持管理、機能の高度化に努めるとともに、訓練を通じ通信システムの機能及び運用体制を検証し、これを各機関における通信運用計画に反映させる。

第2 通信の確保 (一般災害対策編 P105)

第3 他機関の通信施設の利用 (一般災害対策編 P105)

第4 通信の統制 (一般災害対策編 P105)

第5 通信施設の応急復旧対策 (一般災害対策編 P105)

1. 東日本電信電話(株)秋田支店施設

第7節 広報計画

第1 計画の方針

地震による災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況などを十分把握しながら効果的な広報活動を行う。

地震災害発生時における広報は、県及び町が行うもののほか、報道機関等との密接な連携を維持し被害の状況及び応急復旧対策の実施状況等についての的確に広報する。

なお、災害時要援護者への配慮、並びに住民等からの問い合わせについては、適切な体制の整備を図るものとする。

第2 広報担当及び災害対策本部との連絡 (一般災害対策編 P108)

第3 情報等広報事項の収集 (一般災害対策編 P108)

第4 報道機関に対する情報提供の方法 (一般災害対策編 P108)

第5 広報する情報 (一般災害対策編 P108)

第6 広報の手段 (一般災害対策編 P109)

第8節 避難対策計画

第1 計画の方針

地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を決定し、これらを通知する。また、避難所を開設し、水・食料、生活必需品等の備蓄物資の放出・配給、並びに不足物資等の調達、さらに保健・衛生面など避難者又は被災者の生活支援を行う。また、これら生活支援等の実施に当たっては、災害時要援護者や女性への十分な配慮、並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施が重要である。

第2 避難情報の発表に関する実施責任者 ……………（一般災害対策編 P110）

実施責任者	内 容（要件）	根拠法
町 長	災害全般 （災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難を勧告する。また、急を要すると認めるときは避難を指示する。）	・災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般 （町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき。）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
自 衛 官	災害全般 （警察官がその場にはいない場合に限る）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員又は水防管理者（町長）	洪水のはん濫についての避難の指示	・水防法第22条
知事又はその命を受けた職員	地すべりに関する避難の指示	・地すべり等防止法第25条

第3 避難情報の実施範囲 ……………（一般災害対策編 P111）

町長は、避難準備情報、避難勧告・指示の判断基準を災害種別ごとに地域防災計画に定めるものとする。

また、避難のため立退きを勧告又は指示したときは速やかに知事に報告する。

なお、町長が警察官又から避難のための立退指示を受けたとき、また、避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告するものとする。

1. 町長

避難準備情報	<p>避難勧告、又は避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき、町長は災害時要援護者の迅速、かつ安全な避難を確保するために通知する。</p> <p>この避難準備情報の通知により、災害時要援護者は、家族又は介護者などと共に避難を開始する。</p>
避難勧告	<p>対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きの勧め、又は促す行為である。</p> <p>例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断されるときなど。</p>
避難指示	<p>被害の危険が目前に切迫し、「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立ち退かせる行為である。</p> <p>例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要なとき、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときなど。</p>

2. 警察官

警察官職務執行法による措置	<p>災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、避難させ又はその場に居合わせた者その事物の管理者、その他関係者に対し、必要と認められる危害防止措置をとることを命じ、自らその措置をとる。</p>
災害対策基本法による指示	<p>町長による避難指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者などに対し避難のための立退きを指示する。</p>
報告・通知	<p>警察官職務執行法に基づき警察官がとった措置は、順序を経て公安委員会に報告する。災害対策基本法により避難のため立退きを指示したとき、並びに避難の必要がなくなったときは、町長に通知する。</p>

3. 自衛官

避難等の措置	<p>自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り、2の警察官職務執行法による措置に基づく避難等の指示をする。</p>
報告	<p>上記により自衛官がとった指示については、順序を経て長官の指示する者に報告する。</p>

4. 水防管理者

指示	<p>洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは立退くことを指示する。</p>
通知	<p>避難のための立退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長に通知する。</p>

5. 知事又はその命を受けた職員

洪水	水防管理者の指示と同様
地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、地域内の居住者に対し立退きを指示する。
通知	避難のための立退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

第4 避難情報の伝達 …………… (一般災害対策編 P112)

1. 伝達手段

町長は、防災行政無線や広報車など、あらゆる伝達手段を活用・駆使し、住民への直接避難情報の周知徹底を図る。また、消防職員や消防団などが避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し町長に報告する。

2. 避難準備情報

町長は、避難勧告又は避難指示の決定・通知に先立ち、災害時要援護者の安全で円滑な避難を確保するため、避難準備情報を発表する。

避難準備情報が発表された場合、災害時要援護者の家族、介護者、医療機関、並びに自主防災組織やボランティア団体等が連携・協力し、災害時要援護者を一般避難所又は福祉避難所等に収容する。

3. 避難勧告・指示

町長は、避難勧告又は避難指示の発表を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難勧告又は避難指示の周知徹底を図るとともに、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立ち退きを促す。

- (1) 避難の対象地域
- (2) 避難勧告・避難指示の理由
- (3) 避難勧告・避難指示の期間
- (4) 避難先（避難場所又は避難所）
- (5) 避難経路
- (6) その他必要な事項

4. 避難勧告・指示の基準

住民を避難させるにあたっては、そのときの情勢を検討し次の基準により行う。

種 別	基 準
避難 勧 告	1. 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき 2. 津波警報が発表されたとき 3. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
避難 指 示	1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

第5 避難誘導 …………… (一般災害対策編 P113)

1. 町長は、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底を図る。
2. 警察や消防機関等と連携・協力し、避難中における安全確保を図る。

3. 避難経路の要点に誘導員を配置する。
4. 避難はできるだけ町内会単位の集団で行い、災害時要援護者に対しては自主防災組織などと協力し、優先的な避難を行う。
5. 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるように指導する。
6. 知事は、町長等からの要請で車両、船舶、航空機などによる移送の必要を認めたときは、次の機関に避難者の移送を要請する。

避難者の移送に関する要請先

区 分		要 請 先
陸上輸送	道 路	秋田運輸支局、民間バス会社
	鉄 道	J R 東日本
航空機輸送		自衛隊、民間航空会社

第6 避難所の開設及び運営 …………… (一般災害対策編 P113)

警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
町 長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、住民等の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般	ただし、町長若しくはその委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	ただし、町長が、警察官及び海上保安官がその場にいないとき。	災害対策基本法第63条
消防吏員 又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保する必要があるとき。	消防法第28条 消防法第36条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要がある場合	水防法第14条

第9節 消防・救助活動計画

第1 計画の方針

大地震発生時には、建物等の倒壊や火災の同時多発、延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

町及び消防機関は、大地震発生時において、管轄区域内の火災予防、消火活動等を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救急・救助活動を行う。

第2 消防活動

1. 町の活動

(1) 町は、地震時に管内で火災等の災害が発生したときは、消防計画に基づく消火活動や必要な応急措置を行い、住民・自主防災組織に対しては出火防止、初期消火及び延焼拡大防止などの徹底について広報する。

(1) 住民・自主防災組織や防災関係機関と連携し、効果的な応急処置を講ずる。

(2) 町は、災害の規模が大きく、火災の延焼拡大等が著しいため、町の消防力だけでは対処できない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」により応援を要請する。

2. 林野火災対策

(1) 町長は、地上からの消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火が必要と認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

(2) 町長は、さらに火災区域が拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動では消火が困難であると認められる場合には、知事に自衛隊ヘリコプターの派遣要請を求めることができる。

第3 救助活動

大地震発生時には、建物等の倒壊、がけ崩れ、津波等のため、多数の要救助者の発生が予想される。町及び消防本部、防災関係機関は、相互に協力して迅速かつ適切な救助活動を実施するものとする。

1. 町の活動

(1) 町は、地震時管内で要救助者が発生したときは、迅速かつ必要な応急活動にあたる。

活動にあたっては、町民や自主防災組織と連携して効果的な活動実施を図る。そのため、平素から町民や自主防災組織に対して救急救助の初期活動についての普及・啓発を推進する。

(2) 町は、自力の救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、町長は知事に対して自衛隊の派遣要請を要求する。

また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」により応援を要請する。

2. 関係機関の活動

(1) 警察は、町や県から救助活動の応援を求められた場合又は自ら必要と判断した場合には、速やかに救助活動を実施する。

(2) 自衛隊は、知事の派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

第10節 消防防災ヘリコプターの活用計画

第1 計画の方針

地震災害時において道路の遮断や通信の途絶により孤立した地区への支援、並びに被災地区の情報収集、救助・救急活動、負傷者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送などの緊急応急対策には、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第2 県消防防災ヘリコプターの運航 …………… (一般災害対策編 P117)

第3 緊急運航 …………… (一般災害対策編 P117)

1. 緊急運航の要件
2. 緊急運航の要請基準

第4 緊急運航要請手続等 …………… (一般災害対策編 P119)

1. 緊急運航の要請
2. 受入体制の整備
3. 報告

第11節 水防活動計画

第1 計画の方針

1. 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条の規定に基づき、地震発生時において、堤防の護岸の損壊等による洪水に際し、水災を警戒・防御しこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条、気象業務法第13条、第14条の2による気象状況等の通知を受けたときから、必要に応じて洪水等による危険が解消するまでの間、水防上必要な措置対策の大綱は、「五城目町水防計画」による。

2. 用語の説明 …………… (一般災害対策編 P122)

用語	定義等	根拠法令
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。	法第2条第1項
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。	法第4条
水防管理者	水防管理団体である市町村長又は、水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。	法第2条第2項
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を設置してない市町村にあつては消防団の長をいう。	法第2条第4項

水防警報	国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。	法第 16 条
洪水予報	気象庁長官が単独で行う洪水又は高潮の予報、及び洪水のおそれがあるときに、国土交通大臣、気象庁長官と共同してその旨を注意し、また警告するための発表をいう。	法第 10 条第 1 項第 2 項、気象業務法第 13 条 気象業務法第 14 条の 2
指定河川	国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。	法第 14 条

3. 水防に関する責任の範囲 (一般災害対策編 P122)

団体名	責任の範囲等	根拠法令
県	県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。	法第 3 条の 6
市町村	市町村はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。	法第 3 条
気象庁長官 (秋田地方気象台長)	気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められたときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	法第 10 条第 1 項
国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川、雄物川、子吉川について、洪水又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、県知事に通知しなければならない。	法第 16 条の六第 2 項
知 事	1 知事は洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに関係のある水防管理者及び量水標管理者に、通知しなければならない。 2 国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき及び知事が指定した河川について水防警報をしたときは、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。	法第 16 条の六第 3 項
量水標管理者	量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位（水防法第 12 条で規定される通報水位）を越えるときは、その水位状況を、関係者に通知しなければならない。	法第 12 条
一般住民	水防管理者、消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民をして水防に従事させることができる。	法第 24 条

第2 水防活動 (一般災害対策編 P123)

第3 水防体制と出動 (一般災害対策編 P123)

1. 水防本部の体制
2. 出動準備
3. 出動

第4 水防警報 (一般災害対策編 P124)

1. 知事が発表する水防警報 (法第13条2)

知事が指定した河川について水防警報を発したときは、水防管理者、消防機関に通知しなければならない。

指定河川及び区域、対象とする水位観測所

(単位：m)

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点～八郎潟	久保	1.80	2.50

(平成19年度 秋田県水防計画)

水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の足留めを行う。	雨量・水位・流量その他河川状況等により、必要と認められるとき。
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位に達し、気象状況等により準備の必要が認められたとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他河川状況等によりはん濫注意水位を越え、又は越えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜

(平成19年度 秋田県水防計画)

第5 水位情報周知河川の指定と避難判断水位

(法第13条による警戒水位) (一般災害対策編 P125)

避難判断水位の決定根拠として、はん濫危険水位相当換算水位から避難時間等に必要時間上昇水位を引いた水位としている。

・知事が定める避難判断水位

(単位：m)

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	水防 管理者
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点 から 八郎潟 まで	久保	1.80	2.50	2.80	3.40	五城目町 八郎潟町

(平成 19 年度 秋田県水防計画)

第 1 2 節 災害警備計画

第 1 計画の方針 (一般災害対策編 P 1 2 6)

警察は、関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速な警備体制の確立と情報の収集に努める。

第 2 災害警備 (一般災害対策編 P 1 2 6)

1. 災害発生等の警備活動
2. 警備体制

第 1 3 節 緊急輸送計画

第 1 計画の方針

大地震発生時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。関係機関は輸送網の緊急復旧に努めるとともに適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、機材、物資等の優先輸送を図る。

第 2 輸送網の確保 (一般災害対策編 P 1 2 7)

1. 道路・橋梁等
2. 鉄 道

第 3 道路交通規制 (一般災害対策編 P 1 2 7)

1. 道路管理者の措置
2. 道路交通規制等
3. 緊急通行車両の確認
4. 運転者のとるべき措置の周知徹底

第 4 輸 送 (一般災害対策編 P 1 2 8)

1. 輸送の確保
2. 輸送の対象
3. 輸送の手段

第 5 緊急輸送 (一般災害対策編 P 1 2 9)

第14節 給食、給水計画

第1 計画の方針

地震災害の発生直後における被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、応急用食料及び飲料水の確保・供給について、必要な事項を定める。

第2 給食 (一般災害対策編 P130)

1. 実施機関
2. 炊き出しその他による食品の給与
3. 食料の調達

第3 給水 (一般災害対策編 P131)

1. 実施機関
2. 対象者
3. 応急飲料水の確保
4. 応急飲料水の供給方法
5. 災害時の協力体制の確立
6. 応急給水時の広報
7. 応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給
8. 災害救助法に基づく飲料水の供給
9. その他

第15節 生活必需品等供給計画

第1 計画の方針

地震災害時において被災者が日常生活に欠くことのできない衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速・確実にを行い民生の安定を図る。

なお、生活関連物資等の備蓄及び調達に関する計画は第2章第22節に定めるところによる。

1. 実施期間

町が主体となり実施するが、災害救助法が適用されたときは、物資の調達、町までの搬送は県が行い、また支給については知事の補助機関として市町村長が行う。

2. 生活必需物資の範囲

給与又は貸与の品目は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（作業着、洋服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切、炊飯器、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸、紙コップ、哺乳ビン等）
- (7) 日用品（石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、バケツ、洗剤、ティッシュペーパー、紙おむつ、上敷ゴザ等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、卓上ガスコンロ、プロパンガス等）
- (9) その他、必要と認められるもの

3. 生活必需品の給与及び貸与の対象者

住家の全壊（焼）、流失、埋没、半壊又は床上浸水で生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難となった者に対して行う。

第2 生活必需品の確保と輸送（一般災害対策編 P133）

第3 生活必需品の配分方法（一般災害対策編 P133）

第16節 医療救護計画

第1 計画の方針

地震災害時の医療救護活動として、広域連携に基づく救急・医療体制の整備及び災害派遣医療チーム（DMAT）の要請・患者搬送体制の確立や患者収容力の確保に努め、医薬品や医療機材の備蓄システムを機能させて後方供給体制の構築など災害医療救護に係る総合的体制整備を推進する。

また、災害医療機関、災害協力医療機関及び消防機関等の防災関係機関は相互に密接な連携をとりながら被災者の医療救護にあたる。

第2 実施活動

地震災害発生時には、町の災害医療救護を迅速かつ的確に実施するため、災害医療情報等の収集・提供及び関係団体等との連絡調整を図るものとする。

1. 災害規模に応じ、「地域災害医療センター」又は「地域災害医療対策本部」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。
2. 地域医師会と情報連絡体制を確保する。
3. 救護所及び「災害医療施設」への患者搬送体制を確立する。
4. 救護所及び「災害医療施設」との情報連絡体制を確立する。
5. 救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等に努める。
6. 必要に応じて死体検案のための「検案医師班」の派遣を「地域災害医療対策本部」に要請する。
7. 医療を実施できる機関は、災害発生の日から14日以内とする。

第3 応急救護所

次の基準により、応急救護所を設置する。

1. 地震災害の発生により、医療機関が不足し、又は機能が停止した場合
2. 地震災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合
3. 医療機関が被害を受け、診察のための人的、物的設備の機能が停止した場合

第4 医療救護を受ける者 ……………（一般災害対策編 P134）

第5 災害・救急医療情報システムの活用 ……………（一般災害対策編 P134）

1. 災害・救急医療情報ネットワークの運用
2. 主な「災害医療情報」

第6 医薬品等の供給 ……………（一般災害対策編 P135）

第17節 災害ボランティアの派遣・受け入れ計画

第1 計画の方針

大規模な地震の発生時において、ボランティアの円滑な支援体制を整備するため、県、町、社会福祉協議会との緊密な連携の確立に努める。災害時における被災者の救護活動に参加規模を持つ個人又はボランティア団体の活動が、円滑かつ効率的に行えるよう努める。

第2 災害発生時の体制 (一般災害対策編 P136)

第3 災害ボランティアの派遣・受け入れ (一般災害対策編 P136)

1. 専門ボランティア
2. 一般ボランティア
3. 災害ボランティアの確保と調整

第4 災害ボランティアの派遣・受け入れにあたっての基本事項

ボランティアの受け入れ窓口等は、災害ボランティアの派遣・受け入れにあたっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

1. 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること。
2. 現地の状況や活動内容について事前に周知すること。
3. 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること。

また、ボランティアコーディネーターは、時間の経過に伴い変化するボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、派遣に対する連絡調整に努めるものとする。

第18節 公共施設等の応急復旧計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P138)

物流の要である道路、鉄道、河川等の公共土木施設、また電力、水道、通信などのライフライン施設、さらに心身の健康・教育を担う医療施設、社会福祉施設、文教施設等は、町民の日常生活に大きく係わり、これらの施設が災害により被災した場合は、被災者の救助・救援活動に大きな支障をきたすとともに町民生活に多大な影響を与える。

第2 道路及び橋梁 (一般災害対策編 P138)

1. 実施の主体
2. 実施の要領

第3 水道 (一般災害対策編 P138)

1. 実施の主体
2. 実施の要領

第4 下水道 (一般災害対策編 P139)
1. 実施の主体	
2. 実施の要領	
第5 電力 (一般災害対策編 P139)
1. 実施の主体	
2. 実施の要領	
第6 鉄道 (一般災害対策編 P140)
1. 実施の主体	
2. 実施の要領	
第7 社会福祉施設等 (一般災害対策編 P140)
1. 社会福祉施設	
2. 病院等	

第19節 ライフライン施設応急対策計画

第1 上水道施設

応急体制の整備	町災害対策本部の中に、給水班を設けるとし、その組織・構成については、次の例を参考に定める。
情報の収集伝達	水道事業者は地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努めるとともに、消防機関との連絡を保持する。 また、被害状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について保健所長に報告する。
広報活動	水道事業者は、断水した場合、住民に対し被害の状況、復旧の見通し等について、広報車、テレビ、ラジオ等により適切な広報を実施する。
応急復旧活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復給水不能地域の拡大防止を図る。 2 施設が被災したときは、被災箇所から有害物質が混入しないように措置する。 特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。 3 水道事業者は応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害応援計画」に基づき、支部長に応援を要請する。 4 自衛隊に応援を必要とする場合は、町は県に派遣要請する。
応援協力活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業者は、指定水道工事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要があるときは、近隣市町村又は被災地域外の水道工事業者等に応援・協力を求める。 2 水道工事業者、水道資機材の取扱い業者及び防災関係機関は、水道事業者の行う応急復旧活動に協力する。

第2 下水道施設

施設被害の把握	下水道管理者は、災害発生とともに施設のパトロールをし、被害情報を収集する。
広報活動	広報車、テレビ、ラジオ、パンフレット等を利用して、被害の状況及び普及の見通しなどについて広報する。
応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。 2 ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。 3 停戦、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。

第20節 危険物施設等応急対策計画

第1 計画の方針

震災によって危険物施設等が被災した場合は、漏洩量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏洩物質の拡散による被害区域の拡大などの想定が必要である。

このため、漏洩物質の性質及び取り扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関が密接に連携し、被害の拡大防止措置を図るものとする。

第2 危険物取扱施設 (一般災害対策編 P142)

1. 実施の主体
2. 実施の要領

第3 火薬類取扱施設 (一般災害対策編 P142)

1. 実施の主体
2. 実施の要領

第4 高圧ガス取扱施設 (一般災害対策編 P143)

1. 実施の主体
2. 実施の要領

第5 LPガス取扱施設 (一般災害対策編 P143)

1. 実施の主体
2. 実施の要領

第6 毒物、劇物取扱施設 (一般災害対策編 P144)

1. 実施の主体
2. 実施の方法

第21節 防疫、保健衛生計画

第1 計画の方針

地震による、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらす。また、飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、県及び市町村は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。

第2 防疫 (一般災害対策編 P145)

1. 実施機関
2. 実施の方法

第3 食品衛生監視 (一般災害対策編 P145)

1. 実施機関
2. 実施の方法

第4 被災者の健康保持 (一般災害対策編 P145)

第5 防疫用薬品、資器材等の調達 (一般災害対策編 P146)

第22節 動物の管理計画

第1 特定動物・飼養動物の管理 (一般災害対策編 P147)

1. 実施機関
2. 実施の方法

第2 避難所の飼養動物対策 (一般災害対策編 P147)

第23節 廃棄物処理計画

第1 計画の方針

震災地域における生活ゴミ等（一時的に大量に発生した生活ゴミや粗大ゴミ）、し尿等（水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、仮設トイレからのくみ取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）、環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）及び流木等の収集・処理を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

第2 災害発生時における災害応急対策	……………（一般災害対策編 P148）
1 町の役割	
2 県の役割	
第3 生活ゴミ等の処理	……………（一般災害対策編 P148）
第4 し尿等の処理	……………（一般災害対策編 P148）
第5 がれきの処理	……………（一般災害対策編 P149）
第6 死亡獣畜の処理	……………（一般災害対策編 P149）
第7 震災復旧・復興対策	……………（一般災害対策編 P149）

第24節 遺体の搜索、処置、埋火葬計画

第1 計画の方針

震災により行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の遺体処置を行い民心の安定を図る。

第2 遺体の搜索 (一般災害対策編 P150)

1. 実施責任者
2. 搜索の方法

第3 遺体の処置 (一般災害対策編 P150)

1. 町
2. 県警察本部
3. 災害救助法の適用
4. 遺体処理の実施期間は、原則として、災害救助法関係通達（昭和40年5月11日厚生省第162号）に基づき、災害発生の日から10日間以内とする。

第4 遺体の一時保存等 (一般災害対策編 P151)

1. 遺体の清浄、縫合、消毒等の処置
2. 遺体の識別等のための処置
3. 遺体の一時保存

第5 漂流等遺体の処置 (一般災害対策編 P151)

1. 身元判明遺体
2. 身元不明遺体

第6 遺体の埋火葬 (一般災害対策編 P151)

1. 実施責任者
2. 埋火葬を行う場合
3. 埋火葬の方法

第7 費用 (一般災害対策編 P151)

第25節 文教対策計画

第1 計画の方針

震災により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合、県及び町の教育委員会は、あらかじめ定めた計画に基づき災害の予防及び応急対策を実施し、幼児・児童・生徒の安全と教育活動の確保を図る。

なお、社会教育施設等この計画に定める以外のことについては、県教育委員会が別途計画するところによる。

第2 事前対策 (一般災害対策編 P152)

第3 応急措置 (一般災害対策編 P152)

第4 応急教育の実施 (一般災害対策編 P152)

1. 文教施設の確保
2. 教員の確保
3. 被災幼児・児童・生徒の保護

第5 学用品の調達、支給等 (一般災害対策編 P153)

第6 文化財の保護 (一般災害対策編 P153)

第26節 住宅応急対策計画

第1 計画の方針

震災により住宅を滅失して居住する住宅がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者を収容するため応急仮設住宅を供与し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家などの把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備するとともに、また、住家が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努める。

第2 応急仮設住宅の建設 (一般災害対策編 P154)

1. 実施機関
2. 応急仮設住宅の建設
3. 被災者の入居及び管理

第3 住宅の応急修理 (一般災害対策編 P155)

1. 実施機関
2. 住宅の応急修理

第4 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理 (一般災害対策編 P155)

第27節 災害救助法の適用計画

第1 計画の方針

地震災害の発生により、被災した町民に対し、速やかに災害救助法を適用し、町民の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 適用基準	(一般災害対策編 P158)
第3 被害の認定基準	(一般災害対策編 P158)
1. 住家の滅失等の認定		
2. 住家の滅失等の算定		
第4 災害救助法の適用手続き	(一般災害対策編 P158)
第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任	(一般災害対策編 P159)
第6 救助の実施状況の記録及び報告	(一般災害対策編 P159)
第7 公用負担計画	(一般災害対策編 P159)

第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

…………… (一般災害対策編 P161)

次表のとおりとする。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対 象	平成 20 年度費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購人費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額 1戸当たり2,342,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡、2,366,000円以内であればよい。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間最高2年以内							
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失床上浸水で炊事できない者 3. 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1. 一人1日当たり1,010円以内 2. 被災地から縁故先(遠隔地)等に一事避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記全額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人世帯に相当	
		全壊 全焼 流失			夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200
					冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300
		半壊 半焼 床上浸水			夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400
冬	9,000		11,900	16,800	19,900	25,200	3,300				

救助の種類	対 象	平成 20 年度費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所...社会保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の 8 割以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 500,000 円以内	災害発生の日から 1 カ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、次の全額以内 小学校児童 1 人当たり 4,100 円 中学校生徒 1 人当たり 4,400 円 高等学校生徒 1 人当たり 4,800 円	災害発生の日から ・(教科書) 1 ヶ月以内 ・(文房具及び通学用品) 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した時を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 199,000 円以内 小人(12 歳未満) 159,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後 3 日を経過したものは応死亡した者と推定している

救助の種類	対 象	平成 20 年度費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300 円以内 ・（一時保存） 1 体当り 5,000 円以内 既存建物借上費通常の実費既存建物以外 ・（検案） 救護班以外は慣行料金 	災害発生の日から 10 日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び賃金 職員等雇上費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実態が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師 17,400 円以内 ・ 薬剤師 11,900 円以内 ・ 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 ・ 土木技術、建築技術者 17,200 円以内 ・ 大工、左官、とび職 20,700 円以内 	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

第4章 災害復旧計画

第1節 町民生活安定のための緊急措置

第1 計画の方針

地震災害により被害を受けた町民の生活安定と、社会秩序の維持を図るため、職業の斡旋や租税の徴収猶予及び減免、災害援護資金の貸付け等の対策を講ずるものとする。

第2 被災者の生活確保 (一般災害対策編 P164)

1. 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動
2. 生業資金等の貸付
3. 保険・郵便年金契約者に対する非常貸付・郵便貯金等預金者に対する非常払渡等
4. 災害弔慰金及び災害傷害見舞金の支給
5. 被害者に対する職業斡旋等
6. 租税の徴収猶予及び減免の措置
7. 公営住宅の建設及び住宅金融公庫資金の斡旋
8. 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

第2節 公共施設災害復旧事業計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P168)

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を調査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当たり、可及的かつ速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。

第2 対策 (一般災害対策編 P168)

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
2. 農林施設災害復旧事業計画
3. 社会福祉施設災害復旧事業計画
4. 学校教育施設災害復旧事業計画

第3節 財政負担に関する計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P170)

災害予防、災害応急対策の防災行政の実施は、国、県、町等関係機関のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2 対策 (一般災害対策編 P170)

1. 費用の負担者
2. 国が負担又は補助する範囲
3. 災害対策基金
4. 起債の特例
5. 国の援助を伴わない災害復旧事業費

第4節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P173)

被災中小企業者が、事業の継続または速やかに事業の再開ができるように、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

第2 実施体制 (一般災害対策編 P173)

第3 復興事業の促進 (一般災害対策編 P173)

第5節 農林漁業経営安定計画

第1 日本政策金融公庫資金 (一般災害対策編 P174)

第2 天災融資法による災害経営資金 (一般災害対策編 P174)

第6節 激甚災害の指定に関する計画

第1 計画の方針 (一般災害対策編 P175)

災害の発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定めるものとする。

第2 対策 (一般災害対策編 P175)

第3 災害復旧事業計画 (一般災害対策編 P175)

第4 復旧事業の促進 (一般災害対策編 P177)